
令和6年大和町議会9月定例会議会議録

令和6年9月5日（木曜日）

応招議員（16名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	1 0 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	1 1 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	1 2 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	1 3 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	1 4 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	1 5 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	1 6 番	今 野 善 行 君

出席議員（１６名）

１番	本 田 昭 彦 君	９番	馬 場 良 勝 君
２番	佐 野 瑠 津 君	１０番	今 野 信 一 君
３番	宮 澤 光 安 君	１１番	渡 辺 良 雄 君
４番	平 渡 亮 君	１２番	槻 田 雅 之 君
５番	櫻 井 勝 君	１３番	堀 籠 日出子 君
６番	森 秀 樹 君	１４番	大須賀 啓 君
７番	佐々木 久 夫 君	１５番	児 玉 金兵衛 君
８番	犬 飼 克 子 君	１６番	今 野 善 行 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	都 市 建 設 課 長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	教育総務課長	青 木 朋 君
税 務 課 長	村 田 充 穂 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	総 務 課 危機対策室長	甚 野 敬 司 君
子ども家庭 課 長	小 野 政 則 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君	商 工 観 光 課 企業立地推進 室室長補佐兼 企業誘致係長 兼商工観光課 課 長 補 佐	本 木 祐 二 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 事	佐 藤 みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時59分 開 議

議 長 （今野善行君）

皆さん、おはようございます。

若干早いんでありますが、皆さんおそろいですので本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （今野善行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番堀籠日出子さん及び14番大須賀啓君を指名します。

日程第2「大和町土地開発基金条例」

議 長 （今野善行君）

日程第2、議案第65号 大和町土地開発基金条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3「議案第66号 行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の一部を改正する条例」

議 長 （今野善行君）

日程第3、議案第66号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 6 7 号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条
例」

議 長 （今野善行君）

日程第4、議案第67号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 6 8 号 学校校舎建設基金条例の一部を改正する条例」

議 長 （今野善行君）

日程第 5、議案第68号 学校校舎建設基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 6 9 号 令和 6 年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （今野善行君）

日程第 6、議案第69号 令和 6 年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案について、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。9 番馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

事項別明細書の 5 ページの全員協議会でもご説明がありました第五次総計の委託料になるかと思うんですけども、全員協議会でご説明をいただきましたが、修正の必

要な箇所ということで全くこのとおりの私もそう思っておりました。今回2,100万円かけてコンサルも入れてお願いするということですが、また同じ内容になるんじゃないかと危惧をしているんですが、大丈夫でしょうか。お尋ねをいたします。

それから11ページの9款2項4目17節の備品購入費ということで、吉岡小学校の改築に当たって全て新しくするというお話でございました。机、椅子が何脚必要なのか。まずそこからお尋ねをしたいと思います。

議長（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長（遠藤秀一君）

ただいまの馬場議員の総合計画の改定のご質問でございますけれども、今回の改定する目的といいますのが、やはり作成した当時では4年ということで前の町長の時代のこともありましたし、あと一番ちょっとあるのは、ちょっと説明でもしたと思いますが中心市街地、図書館を利用してというところがございまして、この辺をどうしても図書館はあの場所ではなくてほかの場所にちょっと検討しなくてないということもありましてそういった内容の修正がちょっと主になると、やはりあと大衡村に台湾さんの企業が進出することによりまして、もうちょっと積極的に工業団地とかを、工業団地だけとは限らないんですけれども、開発とかを推進する必要があるということで、今の計画ですと検討しますみたいな弱い内容でございますので、その辺を強い内容に改めるのと、あともう一つは総合計画と併せて国土利用計画もございまして、これも開発エリア、転換する区域が大分小さくなっておりまして、相談になるところはどんどん可能性のあるところは間口を広げるような形で併せて改正したいということでございますので、できるだけ特に大衡村さんに進出する企業、その辺に間に合うような形でスピード感を持って対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長（青木 朋君）

馬場議員のご質問にお答えさせていただきます。

吉岡小学校のほうの備品改築のほうに伴います児童の机と椅子の想定ですが、今現在の児童数797人おりますので、その人数プラスあと転出入も加味して800程度を予定しておるところでございます。

以上です。

議 長 （今野善行君）

9 番馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

まず総合計画のほうですが、書いてあったとおり非常に上位計画なんですけれども、総花的になっていたのは私も確認をしておりますし、上位計画だからこそちょっと曖昧になっていたのかなという部分もあるんですが、今回目的等々明確にされるということでこれは非常にいいことですので、せっかくあのときはたしか委員さんとかも入って、今回もそういうふうにされるかと思うんですけれども、なるべくなら上位計画ですので、大和町はこういう方向に進むんだということを明確に。そこに先ほど課長おっしゃられたところだけじゃなくてそこだけに捉われないで全体を見なきゃいけないので、全体の総合計画ですからその辺も含めてご議論あることを期待したいと思いますけれども今一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それと机と椅子なんですけれども、今の教師の机等も入っていた。入っていない。だと1回分ちょっともったいないのであれなんですけれども、実際これ何が言いたいかというと、学校を建てるときに机、椅子を新しくするの当たり前じゃないですか。それともそういう議論がなかったんですか。今頃になって、来年かな、もう出来上がるのが。こんなぎりぎりになって三千何百万円も補正をかけるというのはちょっと私はいかなものかと思いますし、仮設に移すときに机、椅子が劣化しているのが分かったはずですよ。私はそう思いますけれどもいかがですか。

議 長 （今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 （遠藤秀一君）

それでは、馬場議員の再質問にお答えさせていただきます。

町の計画、総合計画というのが最上位計画でございますので、ちょっと説明の中でちょっと総花的という意見があったんですけども、広く全体を俯瞰して、特に議員の皆様からご意見を頂いたものも対応できるものは対応できるような内容の総合計画ということで全体を見て大きくつくることを心がけるような形で計画のほうを進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長 （青木 朋君）

馬場議員のご質問にお答えいたします。

先ほどすみませんでした。教職員の分の数が抜けておりましたが、教職員は今現在会計年度任用職員さんですとかそういうALTも含めまして65人おりますので、そちらの方々の分の机も見込んでおります。

議員ご指摘のとおり、これまで仮設校舎に引っ越しをしてきたところもあって机の把握もできたんじゃないかというご指摘がありますが、確かにそういうところはあったかもしれません。それで新築の校舎に当たっての備品につきましては、学校現場と調整を行いながら、できるだけ可能なものは新校舎に持っていこうというちょっと考えも当初ございまして、今の現状ももう一度再確認させていただいた中で調整したところ、やはり全部という形で今回ご提案をさせていただいたところでございます。

どうぞご理解をお願いしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

9 番馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

総合計画についてはぜひいいものというかこれだけのお金を委託するわけですから、町民に分かりやすく町民の皆さんから共感を得られるような内容にしていきたいと思いますし、大和町はこういう方向に進むんだというものをつくっていただきたいと思います。

それから吉岡小学校のほうですけども、ちょっと腑に落ちないところもあります。やっぱり何度も見ているはずなんですよ。先生も含め、生徒も含め、こういう机じ

や駄目だというのが分かっているはずなのに、ぎりぎりになって今の時期になってこういうふうには3,900万円でしたっけ、の補正をかけるというのは、本来であれば私は当初でやっぱり見込まなきゃいけない部分じゃなかったのかなと思いますし、この金額に処分の分というお金は入っていないですね。そういう意味では今後処分もしなきゃいけなくなってくるんじゃないですか。今一度ご答弁をお願いします。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長 （青木 朋君）

馬場議員のご質問にお答えいたします。

今使っている机、椅子につきましては、基本的には大部分が処分という形にはなるかと思いますが、ほかの部分で利用できる部分ということでできるだけ活用は図っていきたいと思っております、具体的に言いますと、比較的購入年度が新しいものの中には更新、使用に耐えないもので随時更新してきて比較的新しいものをここ5年以内では大体100セットぐらいありますので、そういったものは普通教室ではなくて小人数教室であったり学習支援教室等で活用できるように、できるだけそういったものに活用していききたいと思います。

処分の費用につきましては、議員おっしゃるとおりこの備品購入費には含んでおりませんので今後出てくる形になりますが、その部分はまた改めてお願いすることが出てくるかもしれません。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7「議案第70号 令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第7、議案第70号 令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8「議案第71号 令和6年度大和町下水道事業会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第8、議案第71号 令和6年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第 7 2 号 令和 6 年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 （今野善行君）

日程第 9、議案第 72 号 令和 6 年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 72 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 「議案第 7 3 号 令和 6 年度大和町ふれあい文化創造センターホール棟調光盤及び照明改修工事その 3 請負契約について」

議 長 （今野善行君）

日程第 10、議案第 73 号 令和 6 年度大和町ふれあい文化創造センターホール棟調光盤及び照明改修工事その 3 請負契約についてを議題とします。

本案について、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「認定第1号 令和5年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（今野善行君）

日程第11、認定第1号 令和5年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長菊地康弘君。

会計管理者兼会計課長（菊地康弘君）

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは議案書17ページをお願いいたします。

認定第1号令和5年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

お手元の令和5年度大和町各種会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

併せまして別冊A4横書きの議案説明資料認定第1号関係、令和5年度一般会計歳入歳出決算会計課の資料に基づきましてご説明を申し上げます。

それでは決算書の1、2ページをお開き願います。

一般会計のほか8の特別会計、それぞれの決算総括表でございます。

初めに、一般会計でございます。

1ページ、歳入の収入済額につきましては155億1,308万7,873円。2ページ、歳出の支出済額は140億8,428万8,685円となり、差引残額は14億2,879万9,188円となったところであります。以下、特別会計につきましても同様の記載となっております、右側の差引残額をご覧くださいますと、全て黒字決算となっております。

次に、3、4ページをお願いいたします。

こちらは一般会計歳入の款別集計表であります。

歳入合計につきましては、5、6ページをお開き願います。

5ページ下の予算現額計につきましては159億4,799万7,000円。調定額は163億5,385万7,858円、6ページの収入済額は155億1,308万7,873円であり、不納欠損額は386万3,548円であります。

収入未済額は調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引きました8億3,690万6,437円であります。予算対比は97.27%、調定対比は94.86%であります。

続きまして7、8ページをお開き願います。

こちらは一般会計歳出の款別集計表でございます。

一番下の歳出合計をご覧ください。

7ページ右下の予算現額の計は、歳入と同額の159億4,799万7,000円であります。

8ページ支出済額は140億8,428万8,685円です。翌年度への繰越額につきましては、繰越明許費が14億5,778万5,000円であります。不用額は4億592万3,315円であります。予算対比につきましては88.31%であります。

続きまして、別冊の議案説明資料認定第1号関係の資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

こちらは決算書の1、2ページと同様の内容を記載しております。

次に2ページをお願いいたします。

こちらは一般会計のほか、8の特別会計の歳入について、令和5年度と4年度の決算額及び差引額等を記載したものでございます。

3ページをお願いいたします。

こちらは各種会計決算額の歳出でございます。

2ページと同様に、令和5年度と4年度を比較した資料となっております。

次に4ページをお開き願います。

一般会計決算額の歳入でございます。上段の差引Cの列で増減が大きかった款につきまして、1万円単位でご説明させていただきます。

初めに、1款町税をご覧ください。

5年度の歳入につきましては、62億596万円で、構成比は40.0%であります。差引きを見ますと前年度より9億5,790万円の減となっております。減の大きな要因につきましては、法人町民税の減収によるものであります。

次に、中ほどの12款地方交付税をご覧ください。

差引きを見ますと3億1,798万円の減となっております。減の要因につきましては、特別交付税ですが、少雪による除融雪業務が少なかったことにより約1億3,400万円

の減となりました。

また、震災復興特別交付税では、企業立地奨励金等の対象企業が少なくなったことにより約1億7,000万円の減となっております。

次に、20款繰入金でございます。

差引きを見ますと3億8,910万円の増となっております。こちらは吉岡小学校改築事業の前払金の支払いを行うため、学校校舎建設基金を6億7,000万円取り崩しまして一般会計に繰り入れいたしております。この基金だけで前年度より4億7,000万円ほど多くなっております。

次に、21款繰越金であります。

差引きで2億9,346万円の増となっております。こちらは悟溪寺橋、（仮称）下草橋、吉岡小学校解体工事等の繰越事業費が前年度よりも多かったことによるものであります。

次に、23款町債につきましては18億1,730万円の増となっております。こちらは法人町民税等の減収が大きかったことなどから減収補填債を13億円ほど借り入れたことが要因であります。

令和5年度の歳入合計につきましては155億1,308万円となり、4年度と比較いたしますと、差引きで12億5,412万円の増、増減率では8.8%の増となったところでございます。

続きまして、5ページでございます。

こちらは一般会計決算額の歳出でございます。

歳入と同様に差引額の大きな款を1万円単位でご説明させていただきます。

初めに2款総務費です。こちらは3億5,539万円の増となっております。増の要因は、財政調整基金や防衛交付金関係の子ども医療費助成事業への積立額が前年度より大きくなったことなどによるものであります。

3款民生費は4億6,569万円の増であります。こちらは5年度の非課税世帯等生活支援給付金で1億6,000万円が改増となりました。そのほか、ひだまりの丘改修工事で約1億円の増などがございます。

次に、4款衛生費は1億1,786万円の減であります。こちらはコロナウイルスワクチン接種業務で約2億3,000万円ほどの減ですとか、水道及び下水道事業会計の出資金や繰出金などでも9,000万円ほどの減となっております。

次に、7款土木費につきましては2億4,914万円の増であります。こちらは悟溪寺橋、（仮称）下草橋のほか、吉岡西部土地地区画整理事業に係ります下水道及び公園整

備の負担金等で4億円以上の支出などがございました。

次に10款災害復旧費につきましては、1億4,421万円の減であります。こちらは令和4年3月の福島県沖地震、令和4年7月豪雨等の災害復旧関係でありまして、事業料の多寡によるものであります。

一番下の歳出合計です。

令和5年度歳出合計は140億8,428万円となり、4年度と比較いたしますと、差引きで8億2,403万円の増、増減率で6.2%の増となったところでございます。

決算書にお戻りいただきまして、19、20ページをお願いいたします。

こちらは一般会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。

概要につきましてご説明を申し上げます。

歳入につきましては、節ごとに記載がなされ、備考欄に内容を記載しております。ここからの金額の説明につきましては1万円単位とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

1款町税でございます。

20ページの調定額をご覧ください。62億9,721万円であります。右の収入済額は62億596万円、右の不納欠損額は371万円であります。なお、不納欠損につきましては、地方税法の規定に基づきましてその処分の手続を行っているところでございます。その右の収入未済額は8,754万円であります。

次に、1項町民税です。

収入済額は20億2,350万円。前年度対比では13億4,325万円の減となっております。内訳といたしまして、1目個人は収入済額が14億3,742万円となり、前年度から約3,000万円の増となっております。

2目法人では、収入済額が5億8,608万円となり、前年度対比で約13億7,300万円の減となっております。

次に、2項固定資産税でございます。

収入済額が34億4,036万円となり、前年度対比で約3億6,700万円の増であります。内訳といたしまして1目固定資産税は34億459万円、2目固有資産等所在市町村交付金は3,576万円であります。なお、内訳につきましては備考欄記載のとおりであります。

3項軽自動車税は収入済額が1億22万円となり、前年度対比で約210万円の増であります。

21、22ページをお開き願います。

4 項町たばこ税は収入済額が 3 億3,606 万円で、前年度より170 万円の減であります。

5 項入湯税は収入済額が27 万円、6 項都市計画税は収入済額が 3 億552 万円となり、前年度対比で約1,700 万円の増であります。

続きまして、2 款地方譲与税です。

収入済額は 1 億5,107 万円であります。

1 項自動車重量譲与税から23、24 ページをお願いいたします。

2 項地方揮発油譲与税及び3 項森林環境譲与税につきましては、いずれも収入済額は調定額と同額となっております。

次に 3 款利子割交付金から 5 款株式等譲渡所得割交付金は調定額どおりの収入済額となっております。

25、26 ページをお開き願います。

6 款法人事業税交付金から 8 款ゴルフ場利用税交付金につきましても調定額どおりの収入済額となっております。

27、28 ページをお開き願います。

9 款環境性能割交付金から11 款地方特例交付金につきましても調定額どおりの収入済額となっております。

29、30 ページをお開き願います。

12 款地方交付税につきましては、収入済額は 6 億4,006 万円であります。この内訳につきましては、備考欄記載の特別交付税と震災復興特別交付税でありまして、5 年度は普通交付税が不交付となっております。

13 款交通安全対策特別交付金は調定額どおりの収入済額であります。

31、32 ページをお開き願います。

14 款分担金及び負担金の収入済額は4,301 万円です。収入未済額は798 万円であります。内訳であります、1 項分担金につきましては調定額どおりの収入済額であります。2 項負担金は収入済額が4,189 万円で収入未済額は798 万円であります。なお、収入未済額の内訳につきましては、1 目民生費負担金の 2 節児童福祉費負担金が 2 万円でありまして、こちらは放課後児童クラブ延長利用料です。また、一番下の 3 目土木費負担金が795 万円であります。こちらは備考欄記載のとおりであります。

33、34 ページをお開き願います。

15 款使用料及び手数料でございます。調定額どおりの収入済額であります。

1 項使用料であります、収入済額は8,212 万円となりまして、備考欄記載の施設使用料であります。

以下、2節民生使用料から3ページ進みまして、37、38ページをお開き願います。

中段、2項4目土木手数料までございまして、それぞれ備考欄に記載されました施設、道路等の使用に対しまして収納がなされたものであります。

次に、16款国庫支出金でございまして。

1項1目民生費国庫負担金につきましては、収入済額12億3,916万円となっております。1節保険基盤安定負担金から39、40ページをお開き願います。5節老人福祉費負担金まで、それぞれの費目に対しまして負担金収入となっております。2目教育費国庫負担金は、収入未済額が4,552万円であります。こちらにつきましては、吉岡小学校改築事業の繰越明許費であります。3目衛生費国庫負担金の収入済額は7,058万円で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費等に対しまして負担金収入であります。また、収入未済額は36万円であります。4目災害復旧費国庫負担金は収入済額1,353万円であります。

次に、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金でございまして。

1節個人番号カード交付事業費補助金から、41、42ページに入りまして、9節デジタル田園都市国家構想交付金までは、調定額どおりの収入済額であります。10節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、収入済額が3億8,075万円、収入未済額は1,195万円で、次の11節社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、収入未済額が2,066万円でありまして、それぞれ備考欄記載のとおりであります。

次に、2目民生費国庫補助金は収入済額7,695万円となり、1節障害者福祉費補助金から、43、44ページをお願いいたします。一番上の4節新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金までの補助金収入となっております。

3目衛生費国庫補助金は収入済額3,412万円であります。1節保健衛生費補助金は、がん検診推進事業費等であり、2節出産・子育て応援交付金は、伴走型相談支援事業費であります。

4目土木費国庫補助金の収入済額は3億7,611万円です。1節道路橋梁費補助金は収入済額が2億8,405万円で、備考上段の社会資本整備総合交付金は、中坪渋井線や舞野下草線、中段の事業メンテナンス事業費は悟溪寺橋の事業であります。また、収入未済額は1億2,748万円でありまして、中坪渋井線等の繰越明許費であります。2節住宅費補助金は収入済額1,410万円であります。収入未済額の756万円につきましては、西原第一住宅長寿命化改修事業でございまして。

45、46ページをお開き願います。

3節都市計画費補助金は収入済額7,795万円です。こちらは吉田落合線に係ります

補助金であります。

5 目消防費国庫補助金は、収入済額84万円で備考欄記載のとおりであります。

次に、6 目教育費国庫補助金でございます。1 節小学校費補助金から2 節中学校費補助金までの収入済額は1,653万円であります。なお、1 節収入未済額1 億9,150万円は、吉岡小学校の改築事業の繰越明許費であります。

7 目1 節特定防衛施設周辺整備調整交付金は収入済額2 億4,483万円となり、子ども医療費助成事業や道路改良工事等に係る交付金であります。

47、48ページをお開き願います。

8 目1 節農業費補助金は収入済額512万円でありまして、農山漁村地域整備交付金であります。

3 項委託金は、調定額どおりの収入済額となっておりまして、備考欄に記載されました施設区域取得等事務委託金などの収入となっております。なお、3 目の土木費委託金につきましては、竹林側遊水池堤防除草作業の委託費でございます。

次に、17款県支出金でございます。

1 項県負担金1 目総務費県負担金の収入済額は75万円であります。

次の2 目民生費県負担金の収入済額は5 億9,277万円であります。

49、50ページをお開き願います。

1 節保険基盤安定負担金から5 節老人福祉費負担金までございまして、これらは37ページから40ページの国庫負担金と同様、それぞれの費目に対します県負担分の収入となっております。

2 項県補助金でございます。

1 目総務費県補助金は24万円の収入済額であります。

2 目民生費県補助金につきましては、収入済額が1 億2,304万円であります。1 節社会福祉費補助金から、51、52ページをお開き願います。4 節出産・子育て応援交付金までございまして、それぞれ備考欄記載のとおりであります。

3 目衛生費県補助金1 節保健衛生費補助金は収入済額305万円であります。2 節出産・子育て応援交付金の収入済額は3 万円であります。

4 目農林水産業費県補助金の1 節農業費補助金の収入済額は7,257万円でありまして、収入未済額は1,818万円でありまして、ため池安全施設事業であります。

53、54ページをお開き願います。

2 節林業費補助金の収入済額は346万円でありまして、こちらは林道嘉太神線が対象事業であります。

次に、5目消防費県補助金1節及び2節の収入済額は24万円であります。

6目教育費県補助金は収入済額1,202万円で、子どもの心のケアハウス事業等の補助金であります。

55、56ページをお開き願います。

7目市町村振興総合補助金は収入済額655万円でありまして、内訳につきましては備考欄記載のとおりであります。

8目みやぎ環境交付金は503万円の収入済額でありまして、田んぼダムなどの補助金であります。

次に、3項委託金でございます。

1目総務費委託金から、57ページ、58ページをお願いいたします。3目教育費委託金までございまして、収入済額は6,382万円であります。

次に、18款財産収入でございます。

1項1目1節土地建物貸付収入は収入済額398万円であります。

2目1節利子及び配当金は収入済額660万円でありまして、財政調整基金等の利子及び配当金であります。

59、60ページをお開き願います。

2項1目不動産売払収入及び2目物品売払収入は収入済額189万円であります。

次に、19款寄附金でございます。

1項1目総務費寄附金から4目ふるさと寄附金まで、9,143万円の収入済額であります。なお、前年度と比較いたしますと約4,860万円の増となっております。

61、62ページをお開き願います。

20款繰入金でございます。

1項特別会計繰入金は、3つの財産区特別会計及び国民健康保険事業勘定特別会計から1,002万円の収入済額であります。

2項基金繰入金は、8億2,333万円の収入済額でありまして、1目財政調整基金繰入金から、63、64ページをお願いいたします。6目学校校舎建設基金繰入金までございまして、備考欄記載の繰入金でございます。

次に、21款繰越金につきましては、前年度からの繰越金7億1,871万円の収入済額であります。

65、66ページをお願いいたします。

22款諸収入1項1目延滞金は収入済額23万円あります。

2項1目町預金利子は歳計外現金の利子であります。

3 項貸付金元利収入 1 目民生費貸付金元利収入は、災害援護資金貸付金の償還として506万円の収入済額となり、収入未済額は1,309万円であります。

67、68ページをお開き願います。

2 目商工費貸付金元利収入は、中小企業振興資金預託金の償還として4,970万円の収入済額であります。

4 項受託事業収入につきましては、1 目農業費受託事業収入の収入済額は13万円あります。

2 目教育費受託事業収入は937万円であります。

5 項雑入でございます。1 目納付金は、収入済額1,634万円であります。1 節雇用保険料納付金は収入済額86万円です。2 節給食費納付金は、収入済額1,547万円あります。こちらは、学校教職員などが対象であります。なお、4 年度と比較いたしますと1 億1,100万円ほどの減となっております。こちらは学校給食費無償化によるものであります。収入未済額につきましては29万円であります。

次に、2 目雑入は1 億1,807万円の収入済額であります。

69、70ページをお開き願います。ページの中段より下のほうまでございまして、内容につきましては備考欄記載のとおりであります。

次に、23款町債でございます。

1 項 1 目土木債 1 節公共事業等債は2 億2,580万円の収入済額で、収入未済額の9,750万円は中坪渋井線の繰越明許費であります。

71、72ページをお願いいたします。

2 節緊急浚渫推進事業債は640万円の収入済額であります。3 節緊急自然災害防止対策事業債は8,640万円の収入済額であります。

2 目教育債 1 節小学校債は3 億1,920万円の収入済額であります。収入未済額は5,560万円で、吉岡小学校改築事業の繰越明許費であります。2 節社会教育債は収入済額1 億1,110万円、収入未済額は1 億3,500万円でありまして、こちらはまほろばホール長寿命化事業に係るものであります。

3 目減収補てん債は13億1,280万円の収入済額でありまして、町税等の不足を補うため借り入れたものであります。

4 目災害復旧債の収入済額は2,610万円でありまして、備考欄記載のとおりであります。

最後に、24款自動車取得税交付金であります。

73、74ページをお願いいたします。

1 節につきましては、旧法による自動車取得税交付金であります、この交付金につきましては令和元年10月に終了しております。こちらは自動車メーカーのデータ不正などにより追徴課税がございまして、5 年度も148万円の収入があったものでございます。

以上が一般会計の歳入でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、よろしくお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

75、76ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書は25ページからとなりますので、併せてご参照をお願いいたします。

それでは、1 款 1 項 1 目議会費の主なものをご説明いたします。

議会費につきましては議会の運営に要したもので、定例会議、随時会議、各常任委員会等の活動に要した経費及び議員、職員の人件費などが主な内容でございます。前年度と比較して518万1,000円の減額となっております。その主な理由といたしましては、議員の辞職及び職員の育児休業取得などに伴い、議員報酬、職員給与手当、共済組合負担金の人件費の減額で541万円。県外行政視察における視察先への移動手段をジャンボタクシーから公費で支出し、旅費は飛行機代、宿泊料となったための差額、これが77万4,000円の増額。4 年度実施のあり方ゼミナールの謝礼、5 年度はございませんでしたので77万4,000円の減。政務活動費の支出の増で20万1,000円などがございます。

続きまして、節ごとに説明をいたします。

1 節は議員18名分の報酬であります、9 月の議員 2 名の辞職に伴い、前年度と比較し296万円ほど減額となっております。2 節は事務局職員 3 人分の給与、3 節は議員の期末手当及び職員の各種手当、4 節は議員、職員の共済組合負担金です。

以降の各款、科目の 2 節から 4 節までの人件費関係につきましては、一般職、特別職合わせまして会計年度任用職員の人件費関係となりますので、以降の説明は省略をさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

続きまして、7節は議会だよりに掲載いたしました寄稿文に対しますお礼として図書カードの購入費、議会のあり方ゼミナールへの出席謝礼及び議場コンサートの際の出演者へのお礼などがございます。8節は本会議を含みます各種会議等の出席、委員会の県外行政視察、研修などに要しました費用弁償及び職員の随行旅費でございます。9節は議長の交際費でございます。10節はコピー料金などの事務用消耗品、事務提要など図書追録、新聞及び地方議会人の購入料、購読料のほか、議会専用車の燃料代及び修繕料、行政視察受入地の茶菓子、議会報告会時のお茶、議場コンサート開催時の出演者昼食代、そして年間4回発行の議会だより及び議会報告会周知用チラシの印刷などに要した費用でございます。

決算書77、78ページをご覧ください。

11節は議会だよりの配布及び事務連絡等の郵送代。議場ネーム等の書換え、議会専用車の損害保険料及び定期点検料などがございます。12節は、会議録作成、議場放送設備システムの保守点検、議場コンサート時の楽器輸送、ハラスメント研修講師派遣、議会専用バックボード作成などに要しました委託料でございます。13節は、議場放送設備システム賃借料、タブレット端末のリース及び文書共有システムの使用料、各委員会における県外行政視察時の移送業務及び高速道路通行料などがございます。18節は、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会、ほか2協議会への負担金、政務活動費の交付金などがございます。21節は、委員会県外行政視察の行程変更に伴いますキャンセル料金でございます。

続きまして、2款総務費1項1目一般管理費でございます。

説明書につきましては、30ページからとなります。

一般管理費につきましては、総務全般の管理費のほか、職員研修事業、職員の健康管理、公用車運行管理、行政区設置及び黒川地域行政事務組合負担金等に要した費用のほか、1月1日発生の能登半島地震の被災地支援を行ったところでございます。

初めに、1節は産業医特別職給料等審議会委員及び総合案内に係ります会計年度3人分の報酬でございます。2節から4節のうち、職員の退職、育児休業に係る補充のフルタイム会計任用職員4名分を支出しております。

79、80ページをお願いいたします。

7節は、顧問弁護士及び行政区長62人分の報償費と退任区長への記念品、研修開催時の講師謝礼等に要した費用でございます。8節は、特別職の出張に係る旅費、職員の研修旅費、災害支援に係る職員の旅費のほか、総合案内、会計年度任用職員の通勤手当、特別職給料等審議会、産業医及び行政区長の費用弁償でございます。

81、82ページをお願いいたします。

9節は町長交際費でございます。10節は、事務用消耗品、新聞、図書等の購読料のほか、職員の身分証明書更新時に要した費用、公用車の燃料代、区長会に來客用お茶代、人事管理上必要とします各種様式の印刷、車検整備料、そして石川県への災害支援物資、職員の再編に当たっての諸消耗品でございます。11節は、電話通信費用、公用車保険料、職員のボランティア保険料でございます。12節は、県公平委員会の事務委託のほか区長配達業務、職場内職員研修の委託、職員の健康診断業務、ストレスチェック及び職員採用試験の問題集提供・採点業務の委託料でございます。13節は公用車の有料道路通行料、出張時の駐車料金、タクシーチケット代、官報検索システムの使用料でございます。18節は、黒川地域行政事務組合の管理運営費、そして宮城県地方税滞納整理機構、宮城黒川地方町村会職員研修時等の負担金でございます。26節は町長車車検時における重量税でございます。

次に、2目文書広報費は、文書管理、広報・広聴、町ホームページ管理等に要した費用でございます。

説明書は32ページからとなります。

1節及び次ページ8節は、情報公開審査会並びに個人情報保護審査会の開催に係る費用でございますが、開催案件がなかったため不用額となったものでございます。3節はみやぎふるさとCM大賞への参加に当たり、採用2年目の職員でその作成に係ることとしておりましたので、その時間外勤務手当でございます。

83、84ページをお願いいたします。

7節は、広報モニター謝礼としての図書カード購入のほか、広報研修会開催時の講師謝礼でございます。10節は、広報たいわ12か月分の印刷費、コピー代金、大型インクジェットプリンターのインク代、例規集の追録代のほか、シンボルタワー電気代などでございます。11節は、郵便料金、電話料金等の通信料、シンボルタワーの保険料でございます。12節は、町ホームページの運用保守委託、シンボルタワー敷地の除草業務及び例規集の分冊業務の委託のほか、本年3月に公開いたしました公式ホームページ再構築の業務委託料でございます。13節は、印刷機、大型インクジェットプリンター、ファクスの借上料及び電気サポートシステム、そして議事録作成機器を購入しましたので、その利用料でございます。17節は庁舎内で使用するシュレッダー、故障が起きましたのでそのシュレッダー2台を購入、そして議事録作成機器、こちらの購入費用でございます。18節は、社団法人日本広報協会への会費となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

暫時休憩します。

再開は、午前11時10分といたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時09分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

それではよろしくお願いいたします。

83ページです。

続きまして、3目財政管理費でございます。

説明書につきましては34ページをお願いいたします。そのほかに配付資料といたしまして、決算に関する説明の内訳及び交付金の使途に関する説明書の資料がございますので、参考にしていただければと存じます。

1節はパートタイム会計年度任用職員分の報酬を計上いたしておりましたが、採用を見送ったことにより支出はありませんでした。7節は入札監視委員会委員の報償金、85ページをお願いいたします。8節パートタイム会計年度任用職員の通勤手当ですが、執行がございませんでした。10節の消耗品はコピー代金、事務用品、参考図書等の購入費です。食糧費は、入札監視委員会開催時のお茶代、印刷製本費は予算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書に要したものでございます。12節は統一的な基準による財務書類等作成及び公会計システム保守料であります。18節は地方財務協会への負担金、24節積立金は財政調整基金への積立て、町債管理基金は利子の積立て、まちづくり基金につきましても利子の積立てでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

会計管理者兼会計課長菊地康弘君。

会計管理者兼会計課長 （菊地康弘君）

続きまして、4目会計管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は34ページでございます。

4目会計管理費は会計一般管理費であります。10節は事務用品のほか、決算書等の印刷製本費であります。11節は口座振替に係る金融機関との専用電話回線利用料及び交付金口座取扱手数料等であります。12節は、会計課及び杜の丘出張所で収納した交付金等を指定金融機関まで警備輸送いたします業務経費であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして財産管理費です。

財産管理費につきましては、吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センター、南部コミュニティセンター、役場庁舎及び共用自動車、普通財産の管理費でございます。

1節及び3節は、吉田コミュニティセンターの受付業務2名分の報酬及び期末手当でございますが、令和5年度下半期からシルバー人材センターへの委託に切り替えておりますので、金額といたしましては上半期分のみとなっております。7節は吉田コミセンに隣接します公園の除草作業及び鶴巣防災センター巡視員への報償金等であります。8節はパートタイム会計年度任用職員の通勤手当、87ページをお願いいたします。10節は各施設管理の消耗品、燃料費、印刷代、光熱水費、施設の修繕料のほか、公用車の燃料及び車検整備代などであります。11節は各施設の電話料金、給水検査料、公用車の車検印紙代、施設の火災保険料及び公用車の自賠責保険等でございます。12節は庁舎を含みます各施設の窓口受付や清掃、維持管理業務のほか、マイクロバス運転業務、普通財産の除草作業等でございます。13節の土地借上料は、吉岡コミュニティセンター敷地の借上げ、機械借上料はAED、庁舎のLED照明賃貸借、車借上料は公用車リース代、テレビ聴取料などでございます。駐車料金は出張時の駐車場代、施設使用料は鶴巣防災センターに係ります共同受信施設管理組合費でございます。14

節は町有地内排水路整備工事、吉岡コミセン屋上防水工事、南部コミュニティセンター防犯カメラ設置工事ほかでございます。15節は庁舎等維持管理にかかる原材料購入費であります。17節につきましては、職員用椅子等の庁用器具購入、公用車1台の購入費用などであります。18節負担金は、黒川地区防火管理協議会負担金、補助金は法定外公共物整備事業補助金で、麓下地区ほか3地区への補助金であります。24節は庁舎建設基金積立金、26節は公用車購入1台分及び4台分の車検時の重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長（遠藤秀一君）

続きまして、6目企画費でございます。

決算書89ページ、90ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、35ページから39ページとなります。

企画費につきましては、広域行政の推進、まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和5年度実施及び重要業績評価指数の審議、にぎわい創出事業の検討、地域情報通信基盤整備事業、テレビ共同受信施設管理、防衛施設周辺関係団体との連携による各種事業の整備及び要望活動、王城寺原演習場における米軍実弾射撃移転訓練等に伴います安全対策、地域活性化事業、町民バス・デマンドタクシー運行事業、高等学校通学応援事業、移住定住促進事業、ふるさと寄附事業等に要しました費用でございます。

初めに1節につきましては、総合計画審議会委員の報酬でございます。次に7節でございます。ふるさと寄附に係ります返礼品代、指定管理者候補者選定委員会外部委員、地域公共交通会議委員への謝礼でございます。8節につきましては、費用弁償といたしまして総合計画審議会委員会へ、普通旅費は移住定住フェアの参加に要したものでございます。10節消耗品費は町民バスのタイヤ代、コピー等事務用品代、食糧費は各種会議のお茶代、印刷製本費は町民バス・デマンドタクシーの利用案内等の印刷代、光熱費はアンテナ共同受信の電気料、修繕料は町民バスに要した費用でございます。11節の通信運搬費につきましては広告料及び手数料につきまして、ふるさと納税に係るインターネット利用料、ポータルサイトへの掲載料、クレジット決済の利用費用で

ございます。火災保険料はテレビ共同受信施設の共済分担金、自動車損害保険料は町民バスの自賠責保険料でございます。12節は町民バス・デマンドタクシーの運行業務、吉岡地区道路整備方針等策定業務、光ファイバー網保守業務、ふるさと寄附促進業務に要した費用でございます。13節駐車場使用料は移住定住フェアの際、電柱借上料は光ファイバーの設置に伴います電力柱・電話柱への共架料、システム利用料はデマンドタクシー運行管理システム料、施設使用料はN T T等施設整備使用料でございます。

次に、決算書91ページ、92ページをお願いいたします。

17節は一般社団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業であります一般コミュニティ助成事業の交付を受け、地域コミュニティ活動に必要な備品として町が取りまとめを行い、吉岡南一丁目地区、反町上地区の会議用テーブル及び前河原地区の掲示板の備品購入の経費でございます。18節につきましては仙台都市圏広域行政推進協議会のほか9団体への負担金、補助金につきましては町地域公共交通等計画を策定するため、町公共交通会議への補助、地域活性化事業といたしましてふるさと産品開発協議会への活動補助、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業の広報を受けましてもみじヶ丘一丁目及び沢渡地区の集会所の備品購入への助成、高等学校通学応援事業は通学生、実人数で116人への補助、移住定住促進事業は子育て世帯等移住・定住応援事業、三世帯同居応援事業、大和町移住支援事業、空き家住宅購入支援事業等の3事業を合わせまして18件の補助のほか、子育て支援住宅入居時奨励金といたしまして9件、子育て支援住宅入居者子育て応援奨励金14件の補助金の交付に要したものでございます。24節につきましては、ふるさと寄附金といたしまして受入れをいたしました歳入額のうち返礼品の調達経費を除きました額をふるさと応援基金へ、また、防衛施設周辺調整交付金事業として子ども医療費助成事業基金への積立てのほか、基金利子分への積立てでございます。26節公課費につきましては町民バス3台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

次に、7目電子計算費は、電子計算機器等の管理運営に要した費用となります。

説明書は39ページとなりますので、ご参照願います。

初めに、10節は電算関係消耗品のほか、トナー、P Cカートリッジ等の消耗品に要した経費でございます。11節はインターネット接続料、データ光通信回線網の通信費用、本庁舎・出先機関の間の通信代、そして令和5年8月から基幹情報システムをクラウド化したことに伴います回線利用料などでございます。12節は、P a y - e a s y、メールサーバー機器、グループウェア運用等の保守、総合電算処理運用支援、電算機器システム統合保守及び令和7年度末まで自治体情報システムの標準化・共通化を導入するための準備といたしまして、F i t & G a pの分析業務、そしてマイクロソフトオフィス2021導入業務及び本年1月から職員が行います内部手続きにつきまして、電子決済を可能とする庶務管理システムを導入しておりますので、その導入にかかる委託料でございます。13節は住民基本台帳ネットワークシステムの大和町総合行政システムや、財務会計、人事給与などの情報処理と情報管理を行うためのシステム等の借上料になります。18節は県自治体セキュリティークラウド運用費、県高度情報化推進協議会、宮城県市町村共同電子申請サービス提供業務負担金及び地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、8日出張所費でございます。

杜の丘出張所の運営管理費でございます。8節は職員事務連絡旅費でございます。

10節は事務用品、コピー料等の消耗品代でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

総務課危機対策室長甚野敬司君。

総務課危機対策室長 （甚野敬司君）

続きまして、9目交通対策費につきまして交通安全対策事業に要した経費でございます。

説明書のほうは、39ページ中段以降をご参照願います。

7 節は交通安全指導員19名分の報償金、8 節は交通安全指導員の指導手当延べ468 回分の経費、93ページ、94ページをお開き願います。10節は春と秋の交通安全運動の啓発用品、リーフレット、交通安全指導員の装備品、新入生用黄色い帽子購入、交通安全啓発用看板購入等に要した経費及び交通安全広報車 2 台分の車検整備に要した経費でございます。11節は交通安全指導員に係る交通災害保険料及び交通安全広報車の保険料、13節は高齢者の運転技能向上トレーニングアプリ 2 台分の使用料、18節は町交通安全推進協議会及び黒川地区交通安全推進連絡協議会への負担金、信号機移設に伴います水道管移設工事負担金、黒川地区交通安全協会町内 7 支部への活動助成金でございます。26節は交通安全広報車 2 台分の自動車重量税でございます。

次に、10目無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております防災行政無線機器の管理運営に要した経費でございます。

説明書のほうは40ページをご参照願います。

10節は、防災無線子局及び再送信局の電気料及び防災行政無線機の修理代、11節は黒川消防本部との専用回線使用料、防災無線聞き逃しサービスの回線使用料、防災無線子局等の火災保険料、12節は車載無線機移設業務費、防災無線放送設備、同報系及び移動系の年間保守点検委託料、13節は長者館山再送信局管理用通路の土地借上料、14節は長者館山再送信局発動発電機修繕工事費用、18節は防災無線基地局、中継局の電波利用料でございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは決算書95、96ページをお願いいたします。

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。

男女共同参画社会の形成に向け、意識の高揚を図るための啓発活動等に要した経費、また令和 5 年度で計画期間最終年度となります大和男女共同参画推進プランの次期計画策定に係る経費も含まれております。

1 節及び 8 節は男女共同参画推進審議会をプランの更新もございましたので 3 回開催をしており、その委員報酬及び費用弁償でございます。7 節は男女共同参画推進講座を開催した際の講師謝礼でございます。10節は事務用品及び男女共同参画推進審議

会開催時のお茶代、そして第5次たいわ男女共同参画推進プランの印刷製本費でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費は、賢い消費者となるための講座開催や啓発事業のほか、消費生活相談員を配置し、消費生活に係る相談、近年は特殊詐欺等が多くございます。の迅速かつ適切な処理を図るために要した経費でございます。

1節及び8節は、週1回の消費生活相談員1名分の報酬、費用弁償でございます。7節は消費生活講座を3回開催し、その際の講師謝礼でございます。10節は消費生活啓発用品、講師お茶代及び啓発用リーフレット作成に要した経費でございます。18節は県市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

次に、13目諸費の総務課分でございますが、町の表彰式に要した経費、人権相談、行政相談の開催並びに社会を明るくする運動、結婚相談、結婚支援事業等に要した経費、合わせまして678万4,310円でございます。

1節及び次のページの8節は、表彰審査委員会委員の報酬3万6,000円、費用弁償9,000円でございます。7節は町政功労者表彰式記念品、結婚相談アドバイザーへの謝礼、縁結び応援団研修会開催時の講師謝礼、結婚支援事業での成婚者へのお祝い及び中学生人権作文コンテストの参加賞、図書カードをお渡ししておりますが、その費用38万5,470円でございます。

決算書97、98ページをお願いいたします。

10節は表彰式に係る色紙代及び3時30分運動ステッカーの印刷費用、人権啓発、社明運動啓発用品購入等に要した経費、また食糧費は人権相談員の昼食代、文化の日表彰等の茶菓子代でございまして、合わせまして40万9,703円でございます。11節は表彰式に要した案内等の郵便料金、そして全国町村会総合賠償補償保険等で281万3,431円でございます。12節は縁結び応援事業、法律相談業務の委託料、合わせまして245万2,021円となります。13節は縁結び応援団移動研修時の高速道路通行料5,860円でございます。18節は山岳遭難防止対策協議会大和支部のほか6団体への負担金60万2,025円でございます。

総務課分につきましては、以上でございます。

議長（今野善行君）

総務課危機対策室長 甚野敬司君。

総務課危機対策室長（甚野敬司君）

加えまして、諸費10節の部分について加えさせていただきます。

防犯啓発用品、町内に設置しております防犯カメラ電気料金でございます。

12節は防犯カメラ保守点検業務の委託費、18節につきましの負担金は、黒川地区暴力団追放対策協議会負担金、合わせまして、補助金につきましては町防犯協会への補助金、特殊詐欺対策電話等購入補助金、19節は扶助費ですが、犯罪被害者等支援事業費については昨年度使用がございませんでした。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

同じく13目諸費のうち、財政課担当分につきましてご説明をさせていただきます。

説明書は43ページをお願いいたします。

13節土地借上料につきましては、宮床地区駐車場用地の借上料でございます。一つ飛びまして、18節は3財産区の特別会計から一般会計に繰入れを受けまして、地域団体への助成を行ったもの及び集会施設修繕等事業費といたしまして、2地区合わせまして79万円。コミュニティー施設補助といたしまして、地区集会施設改修補助金を9地区合わせまして1,346万円を交付いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

同じく13目諸費、町民生活分としまして、自衛官募集事務費及び空き家対策事務費でございます。

成果に関する説明書は43ページをご参照願います。

1節及び決算書97ページをお願いいたします。8節は空き家対策協議会委員の報酬及び費用弁償でございます。10節はコピー料等、11節は郵便料でございます。18節は自衛隊家族会への補助金3万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

同じく諸費のうち、防犯対策費に係ります都市建設課所管分の防犯灯の設置管理についてご説明いたします。

決算書は同じく97、98ページでございまして、主要な施策の成果に関しましては41ページ上段へお戻りをいただきたいと思います。

10節につきましては、防犯灯に係る光熱水費及び修繕料で、年度末の防犯灯数2,591基分の電気料並びに機器の不具合等により故障した防犯灯22か所の修繕のほか、LED灯具への交換513か所に要した費用でございまして、14節は、行政区長等からの要望によりまして新設いたしました35灯を電柱への添架設置に要した費用でございまして。

防犯灯分につきましては、以上でございまして、よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

税務課長村田充穂君。

税務課長 （村田充穂君）

続きまして、2項徴税費でございまして。

説明書につきましては、44ページから48ページを併せてご参照願います。

また、令和5年度の町税の課税状況につきましては、説明書19ページから23ページに記載しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

それでは決算書97ページ、98ページをお願いいたします。

1目税務総務費につきましては、税務事務一般に要した費用でございまして、1節と次のページの8節は、固定資産評価審査委員会に係る費用でございまして。なお、令和5年度における審査申出はございませんでした。

決算書99ページ、100ページをお願いいたします。

10節はコピー代や参考図書購入代、各種証明書用紙の印刷に要した費用でございまして。18節負担金は、仙台北税務署管内地区税務協議会及び財団法人資産評価システム研究センター並びに宮城県軽自動車等運営協議会への負担金として、補助金は大和町

納税貯蓄組合連合会及び宮城県たばこ販売協同組合、女性部黒川支部への補助でございます。

続きまして、2目賦課徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務及び徴収業務に要した費用でございます。2節、3節、4節は収納事務1名、課税事務5名の会計年度任用職員に係る給料、通勤手当、期末手当及び共済負担金と社会保険料でございます。7節賞賜金は、納税に関するポスターコンクール応募者への記念品及び退任納税組合長への感謝状等に係る費用として、報奨金は納税貯蓄組合68組合に対します完納報奨金でございます。10節は賦課徴収に係る事務用品の購入費用、公用車のガソリン代、納税貯蓄組合長会議開催時のお茶代、納税通知書等の印刷代、決算書101ページ、102ページをお願いいたします。修繕料は、公用車の車検時に車両整備に要した費用でございます。11節は還付通知等のはがき購入や固定資産税、現地調査用タブレットの通信料、コンビニ収納、預金調査、口座振替に係る手数料並びに令和5年度から開始しております口座振替ウェブ申込受付サービスの初期設定手数料並びに利用手数料、公用車の損害保険料でございます。12節は、令和6年度評価替えに用いる不動産鑑定業務及び固定資産評価支援業務をはじめ、森林環境税導入のほか、税制改正に伴う既存システムの改修業務など、課税収納に係る業務委託並びにシステム保守に要した費用でございます。13節は確定申告支援システム、固定資産管理システムなどの借上料、高速道路通行料、システム利用料として滞納管理システム及び地方税電子申告支援システム、eLTAX対応国税連携システムサービスに係る費用でございます。17節は電動契印機やページプリンターなどの購入費でございます。18節は電子申告等に係る負担金でございます。22節は町民税、固定資産税、軽自動車税等の税額修正によります還付金及び還付加算金でございます。26節は公用車車検時の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

成果に関する説明書は48ページから51ページをご参照願います。

戸籍住民基本台帳事務、マイナンバーカード推進事務、コンビニ交付事務に要する

経費となっております。

1 節及び、決算書103ページをお願いいたします。8 節はパートタイム会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。10節は事務用品、参考図書、コピー料等の消耗品代及び各種申請書、証明書、印鑑登録証等の印刷代でございます。11節はファクス回線使用料、郵送料、コンビニ交付に係ります手数料でございます。12節は戸籍住民票等コンビニ交付システム、マイナ・アシストに係ります保守点検、戸籍事務内連携対応業務、戸籍正副本一致確認対応業務等の委託料でございます。13節は戸籍システム及びマイナンバーカード裏面プリンターの借上料でございます。

決算書105ページをお願いいたします。

17節はシュレッターの購入代でございます。18節はコンビニ交付に係ります運営負担金でございます。22節は中長期在留者住居地届出等事務委託費の精算に伴います返還金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、4 項選挙費は、選挙管理委員会の開催、選挙啓発及び各種選挙に要した費用のほか、令和 5 年度は10月に町長選挙、県議会議員選挙、本年 3 月には町議会議員選挙が執行されたところでございます。

説明書は51ページからとなります。

初めに、1 目選挙管理委員会費の 1 節及び8 節は、選挙管理委員 4 人の報酬及び費用弁償、10節は参考図書代でございます。12節は投票管理システムの保守料でございます。

次に、2 目選挙啓発費でございます。選挙についての啓発といたしまして、選挙ポスターコンクールを実施したものでございます。7 節は、選挙啓発用ポスターコンクール参加者への記念品代でございます。8 節、13節、こちらにつきましては県の明るい選挙推進協議会総会等に係るものでございましたが、欠席のため不用額となったものでございます。

続きまして、3 目県議会議員選挙執行費でございます。令和 5 年10月22日執行、当日有権者は 2 万 2, 718 人、投票率は 36. 45% でございました。1 節は選挙管理委員会委

員及び投票管理立会人の報酬、3節は選挙管理委員会書記及び投票事務に従事した職員の時間外勤務手当、107、108ページをお願いいたします。そして管理職員特別勤務手当でございます。7節は選挙公報の配布賃金及びポスター掲示場設置のお礼品、こちらもお書カードをお渡ししております。お礼品代でございます。8節は報酬と同様の選挙管理委員会委員、投票管理立会人の費用弁償でございます。10節は期日前投票、投票日当日の投票管理立会人及び選挙事務従事者の夕食代、入場券、選挙啓発チラシの印刷代、その他事務用品代でございます。11節は選挙入場券の送付のための郵便代、臨時電話設置に係る電話料、投票用紙計数機の点検料でございます。12節は選挙ポスター掲示場設置管理撤去業務、選挙開票所備品設置撤去業務、投票用紙読取分類機設定保守業務、そして、宮床第2投票所シート設置撤去業務の委託料でございます。13節は投票所の借上料、投票所から開票所までの投票管理立会人、投票箱等の移送のためのタクシー借上料でございます。

続きまして、4目町長選挙執行費です。

説明書は52ページとなります。お願いします。

令和5年10月1日執行、当日有権者数2万2,710人、投票率48.93%でございました。今回の選挙から立候補者の負担軽減、候補者間の選挙運動の機会の均等などを図るため、町執行の選挙におきましては選挙運動用の自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成に係る費用の公費負担が適用されたところでございます。

1節は選挙管理委員会委員、そして投票管理立会人の報酬、3節は選挙管理委員会書記及び投票事務に従事した職員の時間外勤務手当、そして管理職員特別勤務手当でございます。7節は選挙公報配布の賃金、そしてポスター掲示場設置のお礼品代でございます。8節は報酬と同様の選挙管理委員会委員、投票管理立会人の費用弁償でございます。10節は選挙、公営物資、たすき、白バラ、ビラ、証紙などでございます。この物資の作成代、期日前投票、投票日当日の投票管理立会人及び選挙事務従事者の夕食代、入場券、選挙啓発チラシの印刷代、その他事務用品でございます。

109ページ、10ページをお願いいたします。

11節は選挙入場券送付の郵便代、臨時電話設置に係る電話料、投票用紙計数機の点検料でございます。12節は選挙ポスター掲示場設置管理撤去業務、選挙開票所備品設置撤去業務、投票用紙読取分類機設定保守業務、そして県議会議員選挙と同様に宮床第2投票所にシートを設置する設置撤去業務の委託料でございます。13節は投票所借上料、投票所から開票所までの投票管理立会人、投票箱の移送のためのタクシー代、

そして町長選挙個人演説会の際の施設使用料でございます。18節は選挙運動の公費負担に係る交付金でございます。

続きまして、5目町議会議員選挙執行費でございます。令和6年3月24日執行、当日有権者数2万2,614人、投票率は49.46%でございました。町議会議員選挙も町長選挙と同様に、選挙運動用の自動車の使用、ビラ、ポスターの作成に係る費用の公費負担が適用されたところでございます。

1節及び8節は選挙管理委員会委員、投票管理者立会人の報酬、費用弁償でございます。3節は選挙管理委員会書記、投開票事務に従事した職員の時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当でございます。7節は選挙公報の配布賃金、ポスター掲示場の設置の謝礼でございます。10節は選挙公営物資代、期日前投票、投票日当日の投票管理者立会人、選挙事務従事者の夕食代、入場券、選挙啓発チラシの印刷、その他事務用品代のほか、この選挙の際、天候が悪い日がございまして、ポスター掲示場が強風により設置していたネットフェンスを破損してしまったことによりまして、そのフェンスの修繕を行った経費もここから支出をしたものでございます。11節は選挙入場券の送付の郵便代、臨時電話設置に係る電話料、投票用紙計数機の点検料でございます。12節は選挙ポスター掲示場設置管理撤去業務、選挙開票所備品設置撤去業務、投票用紙読取分類機設定保守業務、宮床第2投票所シート設置撤去業務の委託料でございます。

111、112ページをお願いします。

13節は投票場借上料、投票所から開票所までの投票管理者立会人、投票箱等の移送のためのタクシー代でございます。すみません。13節の部分で個人演説会の施設使用料もでございます。18節は、選挙運動の公費負担に係る交付金でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長（遠藤秀一君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。

説明書につきましては、52ページをお願いいたします。

令和5年度の統計調査費につきましては5年に1度の住宅・土地統計のほか、町統計調査員協議会運営に要しました費用でございます。

1 節につきましては、住宅・土地統計調査員等に係ります報酬でございます。3 節は各種統計事務に従事した職員の時間外手当でございます。8 節費用弁償は統計調査員に係るもの、普通旅費は職員の統計研修旅費、参加に要したものでございます。10 節消耗品費は、統計調査の事務用品代、食糧費につきましては統計調査員を対象としたしました事務説明会の際のお茶代に要しました費用でございます。11 節は郵便料及び調査委員等への通信費でございます。18 節につきましては県統計調査会への負担金及び大和町統計調査員協議会への運営事業費補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、6 項 1 目監査委員費でございます。監査委員費につきましては、監査委員 2 名、職員 1 名の報酬及び人件費、各種会計の監査等に要します経費でございます。監査におきましては、毎月の例月出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政援助団体等の監査及び審査の実施となります。

1 節及び次の113、114ページの 8 節は、監査、審査等の実施に伴います出席報酬及び費用弁償、監査委員が参加しましたセミナー及び視察研修などの旅費でございます。10 節は参考図書及び事務用品などの消耗品でございます。18 節は、宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

暫時休憩します。

午前 11 時 56 分 休 憩

午後 0 時 59 分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

午前に引き続き、午後からもよろしくお願いいたします。

決算書113ページ、114ページになります。

3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員、児童委員協議会等への支援、生活保護等事務費、住民税非課税世帯給付金事業及び国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出し等に要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書53ページから併せてご参照をお願いいたします。

1節民生委員推薦会の委員報酬でございます。7節は地域福祉計画推進協議会委員への謝礼でございます。8節は民生委員推薦会への費用弁償でございます。

115、116ページをお願いいたします。

10節は事務用品及びコピー代等に要した消耗品費、公用車の燃料費、民生委員推薦会等の会議開催時のお茶代、印刷製本費は非課税世帯等生活支援給付金用封筒印刷代でございます。修繕料は公用車の車検代、整備代でございます。11節の通信運搬費は電話料金、非課税世帯等生活支援給付金に係ります対象者通知への郵便料でございます。手数料は、公用車の車検手数料、給付金の振込手数料でございます。自動車損害保険料につきましては、公用車の損害保険料並びに車検時の自賠責保険料でございます。なお、繰越明許費につきましては給付金に係ります郵便料と振込手数料でございます。12節は地域福祉計画、地域活動計画中間評価及び改定業務、セラピー広場の管理業務、墓地埋葬法第9条に係ります火葬業務、非課税世帯支援給付金のシステム業務等に関わる委託料でございます。なお、1月から対応をいたしました非課税世帯等生活支援給付金のうち、均等割世帯給付、それから子供の加算分に係るシステム改修料に係る予算を124万5,000円充用しております。17節は福祉課執務室用のシュレッダー購入、18節は大和町社会福祉協議会民生委員、児童委員協議会、ボランティアセンターへの補助金でございます。19節は非課税世帯等生活支援給付金、火事見舞金、浮浪者の一時扶助に要した費用でございます。なお、明許繰越につきましては給付費に係る扶助費でございます。22節は過年度分の子育て世帯等臨時特別支援事業補助金確定による返還金でございます。24節は長寿社会対策としての基金利子分の積立てでございます。26節は公用車の車検時に要しました自動車重量税でございます。27節は国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でございます。

続きまして、117、118ページをお願いいたします。

2目老人福祉費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、54ページからとなりますのでお願いいたします。

老人福祉費は、となりぐみ生き生きサロン事業、老人クラブ活動事業、シルバー人材センターへの支援事業、敬老事業、高齢者への生活支援事業、老人保護措置事業、高齢者外出支援事業等に要した費用でございます。

7節は敬老事業の中で敬老対象者である新規米寿、白寿、百寿の方に対しての記念品や令和5年度におきまして満100歳になられた方への記念品代等でございます。10節は消耗品費はコピー料金等ございまして、印刷製本費は、敬老者名簿、高齢者タクシー利用助成券の印刷代でございます。11節は敬老事業に係る郵便料及び祝金の口座振込手数料やサブローカードの発行手数料でございます。12節は在宅の高齢者等を対象といたしました寝具乾燥消毒サービス事業、軽度生活支援事業に要した委託料でございます。18節は負担金といたしまして、宮城県シルバー人材センターへの賛助会費、黒川行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会費、サブローカードに係る仙台市交通局への負担金でございます。補助金といたしましては、町内54地区で実施のとなりぐみ生き生きサロン事業への補助金及び大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、老人クラブ、連合会への補助金、敬老会を実施されました各行政区への補助金の交付でございます。19節は80歳以上の方への敬老祝金及び満100歳の方に対します特別敬老祝金、介護用品等購入補助金、養護老人ホームと入所者7名分の保護措置の費用、高齢者タクシーの利用助成費用でございます。22節は令和4年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業補助金分及び令和4年度高齢者保健福祉関係事業費補助金分の確定による償還金でございます。27節は介護保険事業勘定特別会計への町の介護給付費等法定負担分及び人件費等を繰り出したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、3目国民年金費でございます。

国民年金に係る進達事務等に要した費用でございます。

成果に関する説明書は57ページをご参照願います。

10節は事務用品、コピー料、参考図書代等でございます。11節は郵便料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長（早坂 基君）

続きまして、119、120ページ、4目障害者福祉費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、57ページからとなりますようしく願います。

障害者福祉費は障害者総合支援法によります自立支援に関する各種サービスの提供、自立した生活並びに社会参加を促進するとともに、家族等の負担軽減を図るためにサービス提供に要した費用でございます。

1節はパートタイム会計年度任用職員に要します報酬でございます。7節は障害者支援区分認定審査委員並びに障がい者福祉計画推進協議会開催時の委員に対する謝金でございます。8節は障害者支援区分認定調査員の旅費並びにパートタイム会計年度任用職員に要します通勤手当でございます。10節の消耗品は、障害福祉サービス受給者証代、コピー料金、事務用品代であります。食糧費は、障害者福祉計画推進会議時のお茶代、印刷製本費は福祉タクシー利用助成券、心身障害者医療費助成受給者証、障害者福祉サービスガイドブック作成及び各種封筒の作成に係ります印刷代でございます。11節は、郵便料及び医師意見書作成料や国保連合会に対する審査手数料、更生医療育成医療レセプト支払事務手数料等に要しました費用でございます。12節は、町社協への地域活動支援センター運営業務、県社協への障がい者等基本相談、基幹相談事業、各種地域生活支援事業、障害者等緊急時支援体制整備事業、障害者福祉システム改修などに要した委託料でございます。13節は障害区分認定調査時の有料道路代及び障害福祉システムの賃借料に要します使用料でございます。

121、122ページをお願いいたします。

17節は、障害福祉システムのハードウェア購入費、18節は負担金といたしまして黒川行政事務組合への障害支援区分認定審査会経費でございます。補助金といたしましては、大和町手をつなぐ育成会への助成の経費でございます。19節は障害者医療助成

障害者総合支援法に基づいて、身体、知的、精神の3障害者及び障害児への自立支援給付地域生活支援事業、福祉タクシー助成事業などの生活支援に要した経費でございます。21節は、障害者等基幹相談支援事業に係ります消費税、こちら平成30年度から令和4年度分であります。及び基本相談支援事業に係る消費税、こちらを令和2年度から令和4年度分、それから基本相談、基幹相談支援事業に係ります消費税の延滞税でございます。22節は令和4年度宮城県障害児入所給付費等負担金及び入所医療費等負担金をはじめ、9項目の助成負担金の額の確定により、県に対する返還金でございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、62ページからとなります。お願いいたします。

ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターの維持管理費等に利用しました費用でございます。

10節の消耗品費は、センター内の蛍光灯、事務用品等の購入費でございます。燃料費、光熱水費は、センターの維持管理に要しました重油、灯油の燃料、電気及び水道料金の費用でございます。修繕料は、センターの冷温発生器の復旧、駐車場の区画線、照明器具、避難誘導灯等の修繕に要した費用でございます。11節は、電話料金、受水槽の水質検査及びセンターの火災保険料に要した費用でございます。

123、124ページをお願いいたします。

12節は公園内の除草剤散布及び敷地内の剪定、除草作業、除雪作業及びひだまりの丘改修に伴います基本設計業務、警備業務、施設管理業務などの委託料でございます。明許繰越費につきましては、ひだまりの丘改修工事、施工管理業務に係るものでございます。13節はセンター内にございます食堂の業務用食器洗浄機、それから1階ホールに設置しておりますAED機器のリース料及びNHK放送受信料の徴収料でございます。14節は、令和5年10月に町の地域包括支援センターがひだまりの丘へ移ることに伴います工事に要した費用でございます。明許繰越費の内容も同様でございます。17節は、地域包括支援センター開設に伴います必要備品の購入に要した費用でございます。明許繰越費の内容も同様でございます。18節は黒川地区防火管理協会及び危険物安全協会への会費でございます。

以上でございます。お願いします。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。後期高齢者医療事務に要した費用でございます。

成果に関する説明書は62ページをご参照願います。

18節は県後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。27節は後期高齢者医療特別会計保険基盤安定分、事務費分に係ります繰出金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長 （小野政則君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。

説明書につきましては、63ページから64ページをお願いいたします。

児童福祉総務費のうち子ども家庭課所管分についてご説明をいたします。

児童福祉総務費につきましては、児童遊園等の管理、幼児ことばの教室、あんしん子育て医療費助成、子ども虐待防止推進、児童扶養手当の支給、未熟児養育医療給付、子ども・子育て支援対策、児童支援センター、保育対策総合支援に要した費用でございます。

1節は子ども・子育て会議委員への報酬と子ども家庭支援員等の会計年度任用職員に要した費用でございます。

125ページ、126ページをお願いいたします。

7節につきましては、未就学児童を対象としました幼児ことばの教室の指導者への謝金でございます。8節は子ども・子育て会議の委員費用弁償、研修に係る旅費及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は事務用消耗品、公用車の燃料費、子ども・子育て会議等の際のお茶代でございます。

127ページ、128ページをお願いいたします。

子育て情報誌「ぽっかぽか」の印刷代、児童遊園の光熱水費と修繕料でございます。11節はあんしん子育て医療費助成及び児童扶養手当事務に係る郵便料、児童支援センターの電話代、児童遊園の水道開栓手数料、公用車の損害保険、児童支援センターの

施設賠償保険でございます。12節につきましては児童支援センター運營業務委託及びあんしん子育て医療費給付、未熟児医療給付の審査及び支払い事務の委託、児童支援センターのエアコン等の清掃に要した費用となります。また、児童遊園の管理委託、遊具点検、除草作業等の施設管理に係る業務の委託に要した費用でございます。13節につきましては、児童福祉担当者の研修会の際の有料道路通行料でございます。17節につきましては、幼児ことばの教室で使用する庁用備品、テーブルの購入費用でございます。18節につきましては、子育て支援サークル団体「きらきら」への補助を行ったもの、保育施設に対する通園バス置き去り防止装置の導入経費について補助を行ったものでございます。19節はあんしん子育て医療費、未熟児養育医療費の助成でございます。22節は過年度分未熟児医療費負担金、保育対策支援事業補助金、保育士処遇改善交付金の額確定による返還金でございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

ただいま3款2項1目児童福祉総務費につきまして説明のほうをさせていただきましたが、同科目内にございます特別児童扶養手当事務費に係りますこちらの部分につきまして、福祉課所管分となりますので併せて説明をさせていただきます。

決算書127、128ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、63ページからになりますのでお願いいたします。

10節の印刷製本費は、特別児童扶養手当各種通知に係ります封筒の印刷代、11節の通信運搬費につきましては、特別児童扶養手当の支給決定通知等に係ります郵便料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長 （小野政則君）

続きまして、2目児童措置費でございます。

説明書につきましては、64ページ、65ページをお願いいたします。

児童措置費のうち子ども家庭課所管分につきましてご説明をさせていただきます。

児童措置費につきましては、児童手当の支給、第3子以降育児支援、出産・子育て応援交付金、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に要した費用でございます。

1節及び8節につきましては、事務補助に係る会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。10節は事務用品、消耗品等の購入代、児童手当発送用の封筒等の印刷製本代でございます。11節につきましては、児童手当現行届けの通知等に係りました郵便料金となります。

決算書129ページ、130ページをお願いいたします。

手数料につきましては、あんしん出産子育てギフト、子育て世帯生活支援特別給付金に係ります口座振込手数料でございます。13節は、児童手当システムの賃借料でございます。18節につきましては、たいわあんしん出産・子育て応援ギフトとして、妊婦163人、新生児186人にそれぞれ10万円を、低所得子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金としまして、対象児童315名に対しまして5万円を支給したものでございます。19節につきましては、児童手当の支給並びに第3子以降育児応援給付金としまして、出産祝金10万円を29名へ、小学校入学祝金5万円を52名へ、中学校入学祝金5万円を23名に支給したものでございます。22節につきましては、令和4年度コロナセーフティーネット交付金額確定による返還金でございます。

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

同じく2目児童措置費町民生活課分でございます。

成果に関する説明書は64ページをご参照願います。

決算書戻りまして127ページをお願いいたします。

10節でございます。10節は出生届出時、窓口で配付しております誕生祝いメッセージカードに係ります台紙代でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長 （小野政則君）

続きまして、3目母子福祉費でございます。

母子福祉費につきましては、母子・父子家庭医療助成及び母子福祉対策に要した費用でございます。

10節につきましてはコピー代、事務用消耗品の購入、受給者証等の印刷代でございます。11節は受給者証等の郵送に係る費用でございます。12節につきましては、こちらは母子・父子家庭医療費の年度更新に係る事務委託料でございます。18節につきましては、大和町母子福祉会への運営事業の補助を行ったものでございます。19節は母子・父子家庭医療費助成で、受給者299人へ助成を行ったものでございます。

続きまして、4目保育所費でございます。

説明書につきましては65ページから70ページをお願いいたします。

保育所費につきましては、保育所の管理費、私立認可保育園及び認定こども園の運営費用、特別保育事業、障害児保育事業への補助金並びにもみじけ丘保育所運営費、子育てのための施設等利用給付、病後児保育事業に要した費用でございます。

1節はもみじけ丘保育所の嘱託医の小児科医、歯科医への報酬、保育所における保育士、用務員に係ります会計年度任用職員の報酬でございます。

決算書131ページ、132ページをお願いいたします。

7節につきましては、もみじけ丘保育所における退所式、入所式、運動会等の記念品賞品の購入、保育所入所選考委員への謝金、保育所内研修の際の講師への謝金でございます。8節につきましては、研修の際の講師への費用弁償、保育所職員の研修旅費、会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節につきましては、保育業務、もみじけ丘保育所、病後児保育室に係る消耗品、燃料費、光熱代、来賓用のお茶代、卒業文集、保育所利用申込書等の印刷製本費、施設の小破修繕、保育所給食の賄い材料の購入に要した費用でございます。11節につきましては、もみじけ丘保育所及び病後児保育室の郵便代、電話料金、エアコン等の施設設備の点検料、手数料につきましては保育所職員の衛生検査手数料、保育料の口座振替に係る手数料、保育料のコンビニ納付に係る手数料でございます。火災保険については、病後児保育室、もみじけ丘保育所の火災保険となります。保険料につきましては、病後児保育室の施設賠償保険と

傷害保険でございます。

133ページ、134ページをお願いいたします。

12節は、私立認可保育園への運営費の委託料、もみじヶ丘保育所の給食調理、清掃、警備業務、消防施設の点検、病後児保育室の運営委託費、警備業務、保育所システムの保守等に係る委託経費でございます。13節につきましては、もみじヶ丘保育所のA E D、印刷機、I C T関連機器、給食室、冷蔵庫等のリース料、病後児保育室のA E D及び券売機のリース料、子ども・子育て支援システムの賃借料、保育所遠足での車借上げ、清掃用具のレンタル料でございます。14節につきましては、もみじヶ丘保育所エアコン設置交換工事、照明器具の交換工事、調理室の修繕、建具修繕工事に要した費用でございます。17節につきましては、もみじヶ丘保育所I C T関連のパソコン等の購入、性被害防止事業用品、パーティーションの購入に要した費用でございます。18節のうち負担金は、幼児教育保育の無償化に伴う認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育所利用者への給付及び各種協議会への負担金でございます。補助金につきましては、企業主導型保育事業を利用した保護者に対し、利用料の補助を行ったもののほか、一時預かり、延長保育、地域子育て支援拠点事業等の特別保育事業並びに障害児保育に係る運営費の一部を私立保育園へ補助を行ったものであります。22節につきましては、令和4年度子ども・子育て支援交付金並びに子どものための施設等利用交付金の精算確定によります国・県への補助金の返還でございます。

続きまして、5目児童館費でございます。

説明書につきましては70ページ、71ページをお願いいたします。

児童館費につきましては、7つの児童館と放課後児童クラブ事業の運営管理に要した費用でございます。

1節につきましては、7児童館の運営協議会委員の報酬と会計年度任用職員に係る費用でございます。

決算書135ページ、136ページをお願いいたします。

7節は児童クラブ職員の研修に係る費用、講師謝金、吉岡児童館ほか2施設運営事業者選定に係る委員等の謝金でございます。8節につきましては、児童館運営協議会委員の費用弁償と児童館職員の研修旅費、会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節につきましては、事務用消耗品の購入、ガス代、灯油代等の燃料費、来客用のお茶代、口座振替依頼書の印刷製本費、電気水道等の光熱水費、施設の小破修繕に要した費用でございます。11節は電話料金、郵便料の通信運搬費、手数料につきましては放課後児童クラブ利用料の口座振替手数料、ピアノの調律代、衛生検査手数料、火災

保険につきましては施設の火災保険、施設賠償保険でございます。12節につきましては、吉岡児童館、宮床児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館、よしおか放課後児童クラブの5つの施設に係る運営事業の委託、もみじヶ丘児童館長寿命化改修工事実施設計、エアコン等の点検清掃、自動ドアの点検、床暖房システムの点検、各児童館の消防施設等の点検等でございます。13節につきましては、各児童館のAED、ICT器具、印刷機、清掃用品等の借上げ、児童館職員の研修時の駐車料金でございます。14節につきましては、吉岡児童館のトイレ改修工事、よしおか放課後児童クラブのエアコン交換に要する費用でございます。17節につきましては、各児童館に配備しましたICT関連のタブレット、宮床児童館のノートパソコン購入に当たった経費でございます。

決算書137ページ、138ページをお願いいたします。

18節につきましては、宮城県児童館連絡協議会及び防火管理者協議会への負担金、補助金につきましては、児童館母親クラブと民間の放課後児童クラブの運営に係る補助と放課後児童クラブキャリアアップ処遇改善補助等に対する費用でございます。

続きまして、6目子育て世帯生活臨時応援事業でございます。

説明書については72ページをお願いいたします。

1節と8節につきましては、事務補助に当たる会計年度任用職員に係る費用となります。10節につきましては、事務用消耗品の購入費用となります。11節につきましては、郵送に係る費用と給付金の口座振込に係る手数料となります。18節につきましては子育て世帯生活臨時応援給付金としまして、児童1人当たり1万円の給付を行ったものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長（早坂 基君）

続きまして、3項1目災害救助費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、72ページとなります。お願いいたします。

災害救助費は、災害で被災した世帯に対します生活再建を図るために要した費用でございます。

18節は、令和4年福島県沖地震で被災した世帯の住宅再建をするための支援金でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。

保健衛生総務費につきましては、母子保健、乳幼児各種健診、出産祝品の贈呈、伴走型相談支援、栄養改善、健康づくり、献血、自主予防対策の各事業に要した費用及び黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業、下水道事業への出資、繰出金となります。

説明書は73ページから81ページにかけてとなりますので、併せてご参照をお願いいたします。

それでは、1節は食育推進会議委員の報酬及び乳幼児健診、育児相談、妊産婦新生児訪問指導等の各事業に従事いたしました保健師、看護師、保育士、栄養士、歯科衛生士、助産師、心理相談事務補助員など会計年度任用職員に対する報酬でございます。

決算書139、140ページをお願いいたします。

ページの中段となります7節は報償金といたしまして、保健推進員75名の報酬、乳幼児の各種健診、マタニティ・セミナー、新生児訪問指導に従事していただきました医師、助産師、心理相談員への謝礼、減塩セミナー、離乳食セミナー、保健推進研修会等の講師への謝礼、健康たいわ21プラン推進委員会、実施予防対策連絡協議会などの委員に対する謝礼、メンタルヘルス相談員の謝礼でございます。また賞賜金といたしましては、出産祝品贈呈事業の絵本とミニバッグの購入費用、健康づくり実践者表彰の受賞者及び献血協力者に対する記念品に要しました費用でございます。8節は食育推進会委員の費用弁償、会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は健康づくり推進事業、新生児訪問、乳幼児健診及び各種検診時の事務用品、検査、衛生用品、各種パンフレット等の購入費用、調理実習材料代、各種会議のお茶代、母子手帳別冊母子保健事業予定表などの印刷費用、公用車3台分の燃料代、車検整備費用などでございます。11節は携帯電話料金、各種検診通知に要しました郵便料金、検診で使用したタオルなどのクリーニング代、公用車の自賠責保険料及び保健推進員が加入いたし

ます損害保険料などに要した費用でございます。

決算書141、142ページをお願いをいたします。

12節は休日の在宅当番医事業、乳幼児・妊婦・産婦の健診、マタニティ・セミナー、母子健康手帳アプリ運用保守業務、新生児聴覚検査、産後ケア事業、健康増進モデル事業での講師の派遣、健康増進計画策定の業務委託に要しました費用でございます。

13節は食生活改善推進委員会移動研修でのバス借上げ代、出張時の高速道路料金、健康管理システム利用料及び機器のリース料でございます。18節は黒川地域行政事務組合の黒川病院及び黒川浄斎場の運営に係ります負担金、黒川地区地域医療対策委員会の負担金、視聴覚検査機器保守点検費用などの負担金、宮城県精神保健福祉協会などの会費でございます。補助金につきましては、町の保健推進委員会及び食生活改善推進委員会の活動補助金でございます。19節は里帰り先で受けた妊婦・産婦健康診査費用及び新生児聴覚検査費用の助成に要した費用でございます。22節は令和4年度の母子保健衛生費国庫補助金の確定に伴います返還金でございます。23節は水道事業及び下水道事業会計の出資金でございます。26節は公用車の自動車重量税でございます。27節は水道事業及び下水道事業会計の繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

説明書につきましては、81ページから86ページにかけてとなります。併せてご参照をお願いをいたします。

予防費につきましては感染症予防、各種予防接種、健康診査、がん検診、健康教育相談事業、医療用ウィッグ等購入費用助成、新型コロナワクチン接種などに要しました費用となるものでございます。

1節は健診健康相談、訪問指導、健康づくり事業などに従事いたしました保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士など専門職の会計年度任用職員の報酬でございます。7節は地域に出向いて行いますサブロー健康塾、落合地区で実施いたしております健康づくりモデル事業、健康づくりグループに対するフォローアップ事業などの講師謝礼及び予防接種健康被害調査委員会の謝礼でございます。8節は予防接種健康被害調査委員会の費用弁償及び各事業に従事いたしました会計年度任用職員の通勤手当でございます。

それでは決算書143、144ページをお願いをいたします。

10節は予防接種健康教育健診及び新型コロナワクチン接種事業の事務用品、教材、パンフレットなどの啓発物品の購入代、コピー代、予防接種券、予診票、がん検診、歯科検診などの受診票、受診勧奨用はがき、発送封筒などの印刷製本費用及び各種会

議でのお茶代の費用でございます。11節は各種健診受診票、新型コロナワクチン接種の予診票、がん検診クーポン、検診結果通知など発送に要します郵便料のほか、新型コロナワクチンに係りますコールセンターの電話料金でございます。12節は結核検診、各種予防接種、健康診査、がん検診、成人歯周病検診、脳検診などの業務及び新型コロナワクチン接種関連業務におきましては、コールセンターの運営、接種券の作成業務、ワクチンの移送業務、医療用廃棄物の処理業務、健康管理システム改修などに要しました委託料でございます。13節は職員出張時の有料駐車場使用料、新型コロナワクチン接種ウェブ予約システムの利用料でございます。18節は新型コロナワクチン接種の実施に当たりまして、週当たり一定期間を超えてワクチン接種を行った医療機関に対します奨励金でございます。19節は里帰り先で受けました予防接種費用の償還助成、医療養ウィッグ・乳房補正具の購入費用、子どもインフルエンザ予防接種費用の助成及び予防接種健康被害救済認定者に対します給付に要した費用でございます。22節は令和4年度における感染症予防事業費国庫補助金、新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金の確定に伴います返還金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。

環境美化推進、ごみ不法投棄防止、公衆衛生活動、環境計画推進、公害対策、狂犬病予防等の事業に要した費用でございます。

成果に関する説明書は86ページから88ページをご参照願います。

1節は環境審議会委員の報酬でございます。

決算書145ページをお願いいたします。

7節は環境美化推進員の謝金でございます。8節は環境審議会委員の費用弁償、職員研修旅費でございます。10節は事務用品代、コピー料、防疫薬剤代、狂犬病予防注射済票代、ペット啓発看板、公用車燃料代、臨時粗大ごみ回収周知チラシ印刷代、不法投棄監視用カメラ電気料、防疫機器修繕費等でございます。11節は電話料、郵便料、公用車保険料等でございます。12節は不法投棄監視パトロール及び撤去作業、不法投棄ごみ処理、臨時粗大ごみ運搬処理、環境基本計画等策定業務、河川水質検査、狂犬

病予防注射業務等に係る委託料でございます。13節は狂犬病予防注射時の会場借上料でございます。14節は不法投棄監視用カメラ設置工事費でございます。17節は防疫薬剤散布機の購入代でございます。18節は町環境衛生組合連合会、黒川食品衛生協会大和支部への補助金及びみやぎグリーン購入ネットワークの負担金でございます。

続きまして、2項1目廃棄物処理費でございます。

一般廃棄物処理事業、資源回収奨励事業、黒川地域行政事務組合負担金、環境美化施設整備補助、宮床山田埋立処分場跡地の維持管理に要した費用でございます。

成果に関する説明書は88ページから91ページをご参照願います。

決算書147ページをお願いいたします。

1節は廃棄物減量等推進審議会委員の報酬でございます。7節はストックヤードの除草謝金及び資源回収団体への資源回収奨励金でございます。8節は廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償でございます。10節は事務用品、ごみ集積所看板代、会議時お茶代、廃棄物処分券、廃棄物処理手数料納入通知書等印刷代でございます。11節はコンテナ保管庫の火災保険料等でございます。12節は一般廃棄物収集運搬業務、動物死骸回収業務、宮床山田最終処分場跡地の除草業務等でございます。18節は黒川地域行政事務組合へのし尿処理、ごみ処理、最終処分場の運営経費負担金及び地区クリーンステーション整備補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

農林振興課長兼農業委員会事務局長阿部 晃君。

農林振興課長兼農業委員会事務局長（阿部 晃君）

引き続き、よろしくお願いいたします。

決算書147、148ページをお願いいたします。

5款1項1目農業委員会費でございます。

成果に関する説明書につきましては、92、93ページとなります。併せてご参照をお願いいたします。

農業委員会活動及び農業者年金受託事務事業に要した経費でございます。

1節は農業委員10名、農地利用最適化推進委員14名の報酬でございます。

決算書149、150ページをお願いいたします。

7節報償費は、農業委員の改選に伴います外部評価委員の報償でございます。8節

費用弁償は、農業委員等の総会出席、案件の現地調査の際の費用弁償及び先進地視察研修旅費で、普通旅費は職員随行旅費でございます。9節は農業委員会会長の交際費でございます。10節消耗品費はコピー代のほか、事務消耗品代、食糧費は農地パトロールの際のお茶代、印刷製本費は農業委員会だより及び農地転用申請書類等の印刷代でございます。11節は郵便料金及び現地調査用タブレット端末の通信費でございます。12節は農地台帳システム保守料でございます。13節車借上料は、農業委員等の先進地視察研修等の際のバスの借上料で、有料道路通行料は、同じく先進地視察研修の際の高速道路通行料、システム使用料は農地台帳システム現地調査用タブレットの利用料でございます。18節負担金は、宮城県農業会議、仙台地方及び黒川地域連合会負担金、宮城県農業者年金協議会の負担金でございます。補助金は、大和町認定農業者連絡会への補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

続きまして、2目農業総務費のうち財政課分についてご説明申し上げます。

事業の概要につきましては、説明書の93ページをご参照願います。

財政課が所管しております町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田ふるさとセンター及び落合ふるさとセンターの施設管理、運営に要した経費でございます。

主な支出でございますが、10節需用費につきまして、消耗品は清掃用具等、燃料費はガス灯油代、光熱水費は電気水道料金、修繕料は各施設のトイレや駐車場舗装、消防設備、浄化槽の修繕でございます。11節は電話料金、建物共済分担金、施設賠償保険料などでございます。12節業務委託は、町民研修センターの窓口日直業務委託ほかでございます。測量設計施工監理委託は、落合ふるさとセンター大規模改修実施設計業務、施設備品管理委託は各施設の清掃業務、消防設備保守点検業務等であります。13節はAEDリース料、NHK受信料、清掃用具借上料です。14節は落合ふるさとセンター入り口看板設置工事でございます。

財政課分は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

農林振興課長兼農業委員会事務局長阿部 晃君。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 （阿部 晃君）

続きまして、農業総務費のうち、農林振興課所管分をご説明申し上げます。

成果に関する説明書につきましては93ページでございます。

農林振興課分につきましては、人件費、宮床ふれあい農園の管理運営と公用車の管理が主なものでございます。

10節消耗品費は、プリンタートナー代、ふれあい農園用管理用消耗品費、燃料費は公用車及び宮床ふれあい農園の管理機の燃料代、光熱水費は宮床ふれあい農園の水道電気料、修繕料は公用車車検整備等及び宮床ふれあい農園管理機と浄化槽の修繕に要した費用でございます。11節手数料は、公用車車検手数料、自動車損害保険料は公用車自動車共済分担金及び自賠責保険、保険料は宮床ふれあい農園管理棟の建物災害共済分担金でございます。12節業務委託はふれあい農園の施設備品管理委託も宮床ふれあい農園の合併処理浄化槽の維持管理清掃業務でございます。18節は、公益社団法人みやぎ農業振興公社原種苗事業に係る負担金及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

153、154ページをお願いいたします。

26節は、公用車車検に伴う自動車重量税でございます。

次に、3目農業振興費でございます。

成果に関する説明書につきましては93から95ページでございます。

農業の振興に要した経費であり、農業制度資金利子補給事業、水稻病虫害防除推進事業、農業用プラスチック適正処理推進事業、たいわ産業まつり事業、農業経営改善支援活動費、農地中間管理事業、多面的機能支払交付金事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農地等環境保全対策事業、産直リース等事業及び有害鳥獣対策事業に要した費用でございます。

1 節は鳥獣被害対策実施隊44名の報酬でございます。7 節は認定農業者農業経営改善計画審査のための農業経営改善相談支援チーム員会議の際の報償金でございます。

8 節は大和町認定農業者連絡会先進地視察研修に係る認定農業者 9 名及び随行職員の旅費でございます。10節消耗品費は、イノシシ捕獲用くくりわな300基及び部品代及び多面的機能支払交付金事務用コピー代等でございます。燃料費は公用車のガソリン代で、修繕料は公用車車検整備代でございます。11節通信運搬費は、有害鳥獣対策の連絡用携帯電話の通信費用、手数料は公用車車検手数料、自動車損害保険料は公用車

自動車共済分担金及び自賠責保険でございます。17節機械器具費は、有害鳥獣対策としてイノシシ等捕獲箱わな10基を購入したものでございます。18節負担金は、全国及び東北支部の中山間地域活性化推進協議会、県青果物価格安定総合保証協会及び町有害鳥獣被害対策協議会への捕獲経費等の負担金、補助金は農業制度資金利子補給、黒川農作物病害虫防除推進協議会、黒川地域農業用廃プラスチック適正処理推進協議会、たいわ産業まつり実行委員会、新規就農者2名への経営確立支援補助、農地中間管理事業を活用したことによる農地集積助成、多面的機能支払交付金、中山間地域振興事業として緑の少年団等への補助、中山間地域等直接支払交付金事業として、難波地区及び金取北地区への補助、JA新みやぎを通しての野鼠駆除、産直リースハウス事業等でございます。また有害鳥獣対策事業として、個別に農家が設置いたします16件の鳥獣被害侵入防止柵補助、狩猟免許新規取得及び更新に係る費用の一部助成、国の補助金を活用しましてイノシシ被害を防止するため、地区が共同で設置いたしました侵入防止柵の管理費等として、令和5年度は金取南・南川地区6.3キロメートル、金取北地区6.52キロメートルに対しまして、それぞれ1キロメートル当たり10万円の補助を行ったものでございます。26節は公用車車検に伴う自動車重量税でございます。

次に、畜産業費でございます。

成果に関する説明書につきましては96ページでございます。

町畜産振興協議会を通じて畜産農家への予防接種の支援、管内肉用牛の素牛に対する支援などを行ったものでございます。

11節手数料は、畜産農家購入飼料支援事業に係る口座振込手数料、18節負担金は町畜産振興協議会及び県畜産協会の負担金、補助金は繁殖牛耕種自己共助事業及びJA新みやぎあさひな地区管内肥育素牛販売促進対策事業への補助金、さらに畜産農家が国際情勢の変化、円安や新型コロナウイルス感染症の影響等により配合飼料価格が高騰し大きな影響を受けましたことから、肥育、繁殖及び酪農家に対しまして、頭数に応じた支援に要した費用でございます。24節は、肉用牛貸付事業運営基金の利子分を積み立てたものでございます。

議長（今野善行君）

ここで暫時休憩します。

再開は午後2時10分とします。

午後1時59分 休憩

午後２時１０分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

農林振興課長兼農業委員会事務局長阿部 晃君。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 （阿部 晃君）

それでは引き続きよろしく願いいたします。

決算書155、156ページをお願いいたします。

次に、５目農地費でございます。

成果に関する説明書につきましては、96、97ページになります。

農業用施設改修事業としての豊かなふる里保全整備事業、新最終処分場関連としての鶴巣地区農業環境整備事業、ため池安全施設設置事業、排水機場洪水調整事業、吉田地区農地整備事業事務費、農業水利施設機能保全緊急対策事業、吉田地区農地整備事業、田んぼダムの普及推進及び推進整備事業、農地及び農業用施設の改修を支援するため町単独支援事業としての農業環境整備事業に要した費用でございます。

７節はため池の除草作業を地区へ依頼した際の報償金でございます。10節消耗品費は、ニジマス等稚魚放流代、田んぼダムを推進するための堰板購入費等でございます。食糧費は、事業等説明会の際のお茶代でございます。修繕料は、農業用排水路の修繕に要した費用でございます。11節は農業用取水堰、水路、ため池等の農業用施設の賠償責任保険料でございます。12節業務委託は、杜の丘ため池等の維持管理業務、農道新下ノ原志戸田線の側溝土砂撤去業務、吉田地区農地整備事業に係る金取北地区の経営体育成促進換地等調整業務、沢渡地区の農用地等集団化業務及び麓地区の地形図作成業務等に要した費用で、測量設計、施工監理委託は新最終処分場関連での鶴巣幕柳地区のため池整備に係る委託設計書作成及び調査測量設計業務、鶴巣地区の耕作道整備測量設計業務に要した費用でございます。13節有料道路通行料は、高速道路利用料、著作権使用料は建設物価版等の刊行物掲載単価データの利用料でございます。14節は県の補助事業、豊かなふる里保全整備事業を活用した宮床難波地区の農道の一部舗装、ため池安全施設設置工事、新最終処分場関連での幕柳地区のため池改修及び廃止工事を行ったものでございます。また、安全施設設置工事の一部につきましては、工事の施工に当たり、地区代表者や水利組合等の安全施設の設置位置の調整等に不測の時間

を要していることから、令和6年度に繰越明許としてございます。15節は農道補修用常温アスファルト合材及び敷砂利代等でございます。

157ページ、158ページをお願いいたします。

18節負担金は、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合及び大衡村外1町牛野ダム管理組合、宮城県土地改良事業団体連合会、吉田川流域土地改良事業連絡協議会、県営土地改良事業での吉田金取北地区、沢渡地区の農地整備事業負担金、新最終処分場周辺地域環境整備事業負担金で、補助金は大和町土地改良区への排水機場洪水調整事業及び吉田地区農地整備事業事務費補助、農業水利施設機能保全のため、排水機場等補修費の補助、農業環境整備事業として農家などが行った農地22件及び農業用施設24件の改修整備に対して補助を行ったものでございます。23節及び27節は農業集落排水事業分の会計間の調整として、下水道事業会計への出資金及び繰出金でございます。

次に、6目水田農業費でございます。

成果に関する説明書につきましては、98、99ページでございます。

国の経営所得安定対策に基づく町、水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作に要した費用のほか、農業経営継続支援事業として世界情勢の変化、コロナ禍等により肥料等農業資材及び光熱動力費の高騰に対して10アール当たり3,000円の支援に要した費用でございます。

7節は転作現地確認調査の立会い及び人農地プランの検討委員会委員の謝礼でございます。8節旅費は水田農業先進地視察研修のため、区長等参加者18名及び随行職員の旅費でございます。10節消耗品費は、転作現地調査のための事務用品代及びコピー代、食糧費は、集落代表者説明会等の際のお茶代でございます。11節通信運搬費は、経営所得安定対策交付申請書等の郵送料、手数料は、農業経営改善支援事業に係る口座振込手数料でございます。12節業務委託は、経営所得安定対策支援システムの保守、13節機械借上料は、経営所得安定対策支援システム賃借料。車借上料は、転作現地確認の際の車借上料及び先進地視察研修バス借上料でございます。有料道路通行料は、先進地視察研修の際の高速道路使用料でございます。18節補助金は、町地域水田農業推進協議会への助成として、水田農業構造改革対策支援事業、集落内での転作の話し合い経費として50組合に水田農業ビジョン推進事業補助金、集団営農用機械整備事業等として5経営体に対して転作用機械補助、国の補助事業を活用して、環境保全米に対する取組補助、世界情勢の変化、コロナ禍等による肥料等高騰に対する農家支援の補助を行っております。

次に、2項林業費1目林業振興費でございます。

決算書159ページ、160ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては99、100ページとなります。

農業の振興、農道の維持管理等を行っており、森林管理巡視業務、森林病虫害対策、民有林育成対策推進事業、森林経営管理制度意向調査業務、林道維持管理業務、県営林道七ツ森湖泉ヶ岳線の工事負担金等に要した費用でございます。

7節は、林道鍛冶屋敷線、一本杉線、嘉太神線等の除草、補修等に係るもの、また、森林環境譲与税の活用の基本方針を定めるための検討委員会の委員謝礼等でございます。10節消耗品費は、林道現地確認事務用品代等でございます。12節は森林管理巡視業務、森林病虫害防除業務、南川ダム千本桜維持管理業務、蛇石せせらぎの森管理業務、林道大平桑沼線等の除草業務、森林クラウドシステム運用業務、嘉太神1号橋の補修に伴い除去した低濃度PCB含有塗料の産業廃棄物処分業務に要した費用でございます。森林経営管理制度意向調査等業務につきましては、令和4年度から繰越明許を行い、宮床、中野、新小路地区で実施いたしましたものでございます。また、令和5年度分につきましては、落合、松坂、報恩寺地区を対象といたしましたが、回答率を高めるため、調査期間の延長が必要となったことから、令和6年度に繰越明許としてございます。14節は林道滝ノ原蘭山線の道路修繕工事、林道嘉太神線にかかる嘉太神1号橋の橋梁補修工事を実施したものでございますが、下地塗料の除去作業で使用したブラスト廃材に基準値以上の有害物質の鉛が含まれ、その処分方法の検討に不測の日数を要したことから、令和6年度に繰越明許としてございます。また、林道滝ノ原蘭山線の舗装新設工事においては、施工箇所が道路修繕工事を施工した奥で、修繕工事が完成したのが冬季となり、その後の施工では積雪等の影響により施工条件が適さないことから繰越明許としてございます。15節は林道補修に要した砕石代でございます。18節負担金は、県林業振興協会、県緑化推進委員会、日本さくらの会、一般社団法人林業安全協会等への会費負担金、また県営事業として林道七ツ森湖泉ヶ岳線整備事業負担金でございます。補助金は、民有林育成対策推進事業、森林保全推進事業及び町林業地域振興協議会への補助でございます。24節は森林環境譲与税基金の利子分を積み立てたものでございます。

次に、3項1目水産業費でございます。

成果に関する説明書につきましては100ページになります。

大和町発祥の「伊達いわな」の知名度向上及び町内での販売拡大のための支援及びPR事業を行ったものでございます。

10節消耗品費は、伊達いわなPR用のぼり旗、スタンプラリー用スタンプ及び当選

商品、水槽管理用品代で、印刷製本費は伊達いわな卓上ポップ増刷スタンプラリー応募用紙代、応募用紙印刷に要した費用でございます。12節は水槽清掃等の管理に要した費用でございます。

161ページ、162ページをお願いいたします。

18節補助金は、生産者に対して事業参加店舗へ出荷した伊達いわなの匹数に応じて支援を行いました伊達いわな支援事業でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

商工観光課長蜂谷祐士君。

商工観光課長（蜂谷祐士君）

続きまして、商工部門につきましてご説明をさせていただきます。

決算書、同ページ161、162ページでございます。

主要な施策の成果に関する説明書は101ページからとなりますので、よろしくお願いいたします。

6款1項1目商工総務費につきましては、職員7名分の人件費に関わるものでございます。2目商工振興費につきましては、商業及び工業の振興、企業誘致活動、また新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた事業者、飲食店への支援策に要した経費でございます。

7節は企業懇話会開催時の講師謝礼分といたしまして今回は経費がかからなかったものでございます。8節は宮城県企業立地セミナー、企業誘致訪問に要したものでございます。10節はコピー代、事務用品等の消耗品費代、企業等連絡懇話会時の飲食費でございます。11節は企業立地セミナー参加の際の着用したはんてんのクリーニング代、オープンファクトリー工場見学会参加者保険料でございます。12節は仙台北部中核工業団地のり面及び同工業団地中央公園内歩道等の除草及び支障木の伐採業務に要したものでございます。また、半導体関連企業推進意向調査業務につきましては翌年度繰越しを行っております。

決算書163ページ、164ページをお願いいたします。

13節はオープンファクトリー参加者送迎用バス借り上げ代、企業訪問用レンタカー借り上げ代でございます。18節の負担金は町中小企業振興資金信用保証料補給金、仙台北部中核工業団地建設連絡協議会、県企業立地セミナー実行委員会、仙台貿易セン

ター事業運営として日本貿易振興機構への負担金でございます。補助金は、くろかわ商工会に対する事業費補助及び割増商品券発行事業に関わる割増分の補助、「大和まると市」及び「テイクアウトまつり」への助成、空き店舗活用創業者への助成として地域でがんばる事業者応援補助金、中小企業振興資金等利子補給、小規模事業者経営改善資金融資利子補給、企業誘致対策といたしまして企業立地奨励金2社分、用地取得奨励金1社分に要した費用でございます。20節は中小企業振興資金貸付預託金でございます。21節は中小企業振興資金損失補償金でございます。

次に、3目観光費でございます。

船形山、七ツ森、南川ダムを主として周辺観光施設を利用した自然体型観光の推進、本町の観光物産振興を図るための大和町観光物産協会への支援、まほろば夏まつり等イベントへの支援、その他観光施設の維持管理に要した経費でございます。

3節はまほろば夏まつり並びにお立ち酒全国大会開催に関わりました職員への時間外勤務手当に要したものでございます。7節は、升沢及び七ツ森自然遊歩道の除草、倒木処理作業、升沢避難小屋の管理に要したものでございます。8節は、静岡県島田市の島田髷まつり視察及び島田飴伝承会との交流事業の旅費でございます。10節の消耗品費は、コピー代、事務及び施設費用、公用車タイヤ代、スタンプラリー用景品、アサヒナサブローートトバッグ代、オートキャンプ場開設に伴う消耗品費でございます。燃料費は公用車の燃料代でございます。印刷製本費は観光ガイドブック5,000部、まち歩きガイドブック3,000部、七ツ森散策マップ3,000部のそれぞれの増刷したものでございます。光熱費は旗坂野営場トイレ等の電気料金でございます。修繕費は七ツ森生産物直売所入り口階段、南川湖畔生産直売所平板、四十八滝運動公園水道施設漏水、旗坂野営場取水口、七ツ森陶芸体験館トイレ等の修繕工事に要したものでございます。11節の通信運搬費は、アサヒナサブローに届いた応援年賀状に対しての返信用はがき代でございます。広告料は河北新報へのキャラクターPRとして、アサヒナサブローを掲載したものでございます。手数料は、登録商標更新印紙代、旗坂野営場給水施設水質等検査手数料、着ぐるみのクリーニング代でございます。火災及び自動車損害保険料は商工観光課所管の町有建物の火災共済分担金、公用車の自動車損害保険のレンタサイクル傷害保険料に要したものでございます。

決算書165、166ページをお願いいたします。

12節は業務委託、大和観光案内業務、株式会社大和町地域振興公社への施設14か所の業務管理、指定管理者としての管理業務、観光PR事業としてのバスツアー等に用いたものでございます。設計等の委託は四十八滝運動公園新設トイレの実施設設計でござ

ざいます。施設備品管理委託は旗坂野営場の維持管理に要したものでございます。13節の会場借上料は吉岡宿本陣案内所の賃借料、船形山入山届けポスト設置場所の賃借料でございます。機械借上料は吉岡宿本陣案内所、南川ダム資料館、花野果ひろばに設置したA E Dリース代でございます。車借上料は尾花沢市の花笠まつりに参加した際のバス代でございます。14節は七ツ森陶芸体験館に関わる釜入れ替え、トイレ改修、屋根防水の請負工事、四十八滝運動公園に関わる請負工事、七ツ森ふれあいの里バンガロー1号棟修繕工事、旗坂野営場の炊事場屋根改修工事、案内看板として七ツ森自然遊歩道案内板並びに観光案内板の設置替えに要した工事費でございます。また、四十八滝運動公園トイレの新設工事につきましては翌年度へ繰越しを行っております。15節は、蛇石せせらぎ公園駐車場通路整備用として碎石を投入したものでございます。17節はレンタサイクル2台分を購入したものでございます。18節の負担金は、宮城県観光連盟、宮城県物産振興協会、仙台宮城観光キャンペーン、宮城黒川地域地場産業振興協議会、船形山御所山連絡協議会及び防火管理者講習会負担金でございます。補助金は、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会、島田飴まつり、花嫁道中、まほろば夏まつりへの助成を行ったものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、7款土木費でございます。

決算書は引き続き165、166ページから179、180ページまででございます。

主要な施策の成果に関する説明書は106ページから111ページまででございますので併せてご参照をお願いいたします。

土木費につきましては、道路、河川、橋梁、都市計画、住宅の維持管理及び建設に係る費用でございます。

1項1目土木総務費でございます。

決算書につきましては、167、168ページをお願いいたします。

8節につきましては、（仮称）下草橋に使用します部材の工場検査に要しました職員の普通旅費でございます。10節はコピー料金、法令図書の追録及び参考図書の購入及び各種説明会等におけるお茶代に要しました費用でございます。11節は道路パトロ

ール及び災害時等の連絡に使用しました携帯電話３台分の通信量に要した費用でございます。12節は町道３路線、3.2キロメートルの道路台帳整備、国土調査の訂正に伴う測量等に要した費用、繰越明許費は町道下町裏道支線道路用地分筆登記業務に要します費用でございます。13節は、大型図面機械の借上料、工場検査時に有料道路通行料及び建設物価調査会等への著作権使用料のほか土木工事積算システムの借上料でございます。15節につきましては、土地境界立会用資材の購入費用でございます。16節繰越明許費は、町道下町裏道支線用地買収費用でございます。18節は宮城県道路協会ほか10の各種協会等への負担金でございます。

続きまして、２項１目道路維持費でございます。

７節につきましては、除雪補助作業に要した費用でございます。

決算書169、170ページをお願いいたします。

10節はコピー料金等事務消耗品代、公用車等の燃料代、除融雪PR用チラシ印刷代、道路照明灯やバスターミナルに係る電気料及び上下水道料金のほか、道路修繕に要した費用でございます。11節は資材置場保管資材処分料のほか、バスターミナルの火災保険料、公用車に係る保険料等に要した費用でございます。12節は、除雪及び融雪等に係る業務、町道維持管理業務、除草及び街路樹の剪定、伐採、道路清掃、土砂撤去等に係る業務並びにバスターミナルの清掃及び警備に係る業務に要した費用でございます。13節は、町道南青木柴崎線ほか２路線の土地借上料のほか、大型除雪機械の借上料でございます。14節は、町道車東一号線外11路線の舗装修繕及び町道長丁線外２路線の側溝修繕、町道衡南松坂平線外２路線の道路修繕工事に要したもののほか、繰越事業によりまして町道吉岡吉田線の舗装修繕、側溝修繕工事に要しました費用でございます。繰越明許費は、町道蒜袋相川線等の舗装修繕工事等に要します費用でございます。15節は碎石アスファルト合材等道路維持補修用の資材、道路附属物の資材及び融雪剤の購入に要した費用でございます。26節につきましては、都市建設課所管の3.5トンダンプ１台、道路パトロール車２台の重量税でございます。

２項２目道路新設改良費でございます。

決算書171、172ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、107、108ページをご参照をお願いいたします。

10節につきましては、事務用品、コピー料金、大型図面複写機に係る消耗品代でございます。12節は単独事業として、町道もみじヶ丘幹線４号線測量及び道路予備設計、魚板橋ほか橋梁補修設計監理業務、籠釣橋橋梁塗膜調査業務、町道権現堂海老沢線測

量及び歩道詳細設計業務のほか、新最終処分場関連事業の町道幕柳大平線道路予備設計業務の前払金に要した費用、令和４年度繰越明許費は、国土交通省事業としまして町道舞野下草線分筆登記業務、悟溪寺橋産業廃棄物処分業務のほか、単独事業としまして、町道吉田落合線分筆登記業務に要した費用でございます。実行繰越は舞野下草線視距不良解消に伴います分筆登記業務、測量設計施工管理委託の現年分は、国土交通省事業として魚板橋外29橋橋梁点検及び長寿命化修繕計画策定業務、悟溪寺橋橋梁補修工事積算施工管理業務、町道舞野下草線道路改良工事積算業務、防衛省事業は町道松坂平１号線測量及び道路詳細設計に要した費用でございます。令和４年度繰越明許費は国土交通省事業の悟溪寺橋橋梁補修積算施工管理業務に要しました費用でございます。令和６年度への繰越明許費は、国土交通省事業の（仮称）下草橋橋梁上部工架設工事積算施工監理業務、魚板橋橋梁補修工事積算業務、新最終処分場関連事業の町道幕柳大平線測量及び道路詳細設計業務に要します費用でございます。14節につきましては、国土交通省事業として悟溪寺橋橋梁補修工事及び附帯工事、町道舞野下草線道路改良附帯工事、（仮称）下草橋橋梁上部工架設工事に係る前払金、防衛省事業として、天皇寺地区ほかの排水路整備工事、町道雷神線道路改良工事に要しました費用でございます。令和４年度繰越明許費は、国土交通省事業は悟溪寺橋橋梁補修工事、町道舞野下草線道路改良工事、町道小鶴沢線舗装改良工事に要した費用でございます。令和６年度への繰越明許は国土交通省事業の魚板橋外橋梁補修工事、（仮称）下草橋橋梁上部工架設工事、町道舞野下草線道路改良工事に要します費用でございます。18節は、国に施工をお願いしておりました（仮称）下草橋下部工工事橋脚部の負担金でございまして、繰越明許費は、令和４年度工事分について、事故繰越は令和３年度工事分についての負担金でございます。

続きまして、２項３目橋梁維持費でございます。

10節は、町道山ノ神禅興寺線にかかります籠釣橋の修繕費用でございます。

続きまして、２項４目交通安全施設整備事業でございます。

14節につきましては、町道中町下町線外10路線への区画線等設置工事のほか、新最終処分場関連事業として町道幕柳大平線へのグリーンベルト等の設置に要しました費用でございます。15節はカーブミラー、注意喚起用看板等の資材購入費用でございます。

続きまして、３項１目河川費でございます。

決算書173、174ページをお願いをいたします。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、108ページ、109ページをご参照

お願いいたします。

10節は、土のう袋や油漏れ事故等の河川流入を防ぐ油吸着剤等管理用資材のほか、一級河川西川にあります左岸樵排水樋管及び右岸西川排水樋管に係る電気代でございます。11節は、河川維持管理用草刈り機2台の保険料でございます。12節は吉田川河川公園の除草業務、樵排水樋管及び西川排水樋管操作管理を鶴巣地区の大崎、鳥屋の地元2地区への操作管理委託のほか、準用河川湯名沢川支障木伐採費用を14節からの流用により対応したものです。また、吉田川床上浸水対策事業におきまして、舞野地区排水路整備事業の対象となっておりました町道への埋設管の陥没により、早急に対策を検討するための水路詳細設計業務を予備費からの充用によりまして対応したものでございます。14節は準用河川湯名沢川の堆積土砂撤去工事に要した費用のほか、繰越事業によりまして、吉田川床上浸水対策事業に係ります舞野地区遊水地対策工事に要しました費用でございます。18節は、大和町河川愛護会への補助に要しました費用でございます。実施状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明資料109ページ上段に記載のとおり、6河川17地区作業従事者延べ558人の方々に河川愛護活動に参加をいただいております。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。

1節及び8節は、都市計画審議会を1回開催した際の審議会委員の報酬及び費用弁償に要した費用でございます。11節は事務用品のほか、コピー代や参考図書等の購入費用でございます。

決算書175、176ページをお願いいたします。

12節は、繰越明許費によりまして大和町都市計画マスタープラン策定業務、大和町吉岡西部土地地区画整理事業地区計画策定及び用途地域変更に要しました費用でございます。18節につきましては、全国街路事業促進協議会の負担金でございます。24節は、都市整備基金への積立てでございます。

続きまして、4項2目下水道費でございます。

27節は下水道事業会計の繰り出しをしたものでございます。

続きまして、3目公園費でございます。

都市公園等のほか、緑地及び緑道等の維持管理に要した費用でございます。

10節は公園、緑道等の街灯の電気代、上下水道料金のほか、公園内の遊具または施設の修繕に要した費用でございます。11節は、吉岡東公園ほか4公園の水道開栓手数料のほか、公園のトイレ、東屋等の火災保険、公園緑地等賠償保険用に要した費用でございます。12節は都市公園の指定管理委託料及び緑地緑道等の管理委託料、もみじ

ケ丘3号公園のほか、3公園の地区委託料と公園緑地等の遊具点検料のほか、杜の丘三丁目緑道樹木剪定等に要した費用でございます。14節はもみじヶ丘緑道16号の舗装工事、わかば公園、吉岡南中央公園のトイレ洋式化改修工事に要しました費用でございます。18節は繰越明許費によります吉岡西部土地地区画整理事業特別会計への公共施設管理者負担金でございます。

続きまして、4目土地地区画整理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は110ページをご参照をお願いをいたします。

10節はコピー料金でございます。11節は、吉岡西部土地地区画整理事業区域外地権者への現地立会案内等に要しました郵便料金のほか、都市計画道路北四番丁大衡線に關します不動産鑑定に要した費用でございます。12節は、繰越明許費によります吉岡西部土地地区画整理事業区域外道路等測量設計に要した費用でございます。

決算書177、178ページをお願いをいたします。

27節は、吉岡西部土地地区画整理事業特別会計へ繰り出したものでございます。

続きまして、5目街路事業費でございます。

12節は、令和4年度からの事故繰越によりまして、都市計画道路吉田落合線改良事業に係ります分筆登記業務に要した費用でございます。14節は、都市計画道路吉田落合線の改良工事及び附帯工事に要しました費用、令和4年度からの繰越明許費につきましても、都市計画道路吉田落合線改良工事に要した費用でございます。町の事業期間は令和5年度におきまして完了いたしておりますが、県道分が完成するまでの間は町道接続分を車線制限し、共用となっておりますものでございます。続きまして、16節は令和4年度からの繰越明許費によります吉田落合線整備事業に伴います土地購入費用でございます。18節は宮城県で実施しております都市計画街路事業都市計画道路北四番丁大衡線整備事業に係ります負担金でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、110ページから111ページをご参照をお願いをいたします。

こちらについては町営住宅につきましては、中層住宅140戸、木造住宅は年度当初17戸から戸建て3棟、長屋2棟を解体し12戸に、令和5年度末合計152戸及び子育て支援住宅39戸の維持管理に要した費用でございます。7節は子育て支援住宅敷地の除草作業等に要した費用でございます。10節の消耗品費は事務用品及び図書購入費用、光熱水費は、西原第1住宅1号棟給排水管等更新工事に伴い、入居者に空き住戸を仮住まいとして利用いただいた電気ガス水道料、令和4年度繰越明許費によります仮住

まい利用に係ります光熱水費、修繕料は各住戸の排水管、電気設備、給排水等の修繕のほか、部屋は明け渡し等に伴います修繕料でございます。また、光熱水費の繰越明許費は、西原第1住宅2号棟給排水管等更新工事が令和6年度へ繰り越しますことから、仮住まいに係ります光熱水費につきましても繰越しをするものでございます。11節通信運搬費は、入居者収入申告等の返信用切手代、決算書179、180ページをお願いいたします。手数料は、住宅排水管清掃、新規入居時のハウスクリーニング、受水槽水質検査、令和4年度繰越明許費によります仮住まい住戸のハウスクリーニング代、町営住宅及び子育て支援住宅の火災保険料等に要した費用でございます。手数料の繰越明許費は、西原第1住宅2号棟給排水管等更新工事に伴います仮住まい住戸に係るハウスクリーニング代等を令和6年度へ繰り越したものでございます。12節は、町営住宅及び子育て支援住宅除草等業務、遊戯施設点検業務のほか、消防設備保守点検、給水施設保守点検、特殊建築物点検調査に要しました費用でございます。13節は、西原第1住宅1号棟給排水管等更新工事に伴います仮住まいのテレビ受信料です。令和4年度繰越明許費は、更新工事期間の仮住まい住戸のテレビ受信料でございます。同じく令和6年度の繰越明許費につきましても、給排水管等更新工事の繰越しに伴うテレビ受信料でございます。14節は、西原第3住宅戸建て3棟、長屋2棟の5戸の解体工事、蔵下住宅フェンス修繕及び西原第1住宅の遊具撤去工事等のほか、西原第1住宅2号棟給排水管等更新工事の前払金に要した費用でございます。令和4年度繰越明許費は、西原第1住宅1号棟給排水管等更新工事に要した費用でございます。令和6年度への繰越明許費は、西原第1住宅2号棟給排水管等更新工事に要します費用でございます。15節につきましては、支出が上がったものでございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設事業費でございます。

10節は支出がなかったものでございます。11節は宮床地区3棟、吉田地区2棟の建築確認完了検査に要した費用でございます。12節は宮床・吉田地区子育て支援住宅建築実施設計業務に要した費用のほか、令和4年度事故繰越は宮床地区子育て支援住宅建築施工管理業務に要した費用でございます。14節は、令和4年度事故繰越によりまして宮床地区子育て支援住宅建築工事に要した費用でございます。

以上が、7款土木費に係る支出でございます。よろしく願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課危機対策室長甚野敬司君。

それでは、８款消防費につきまして説明申し上げます。

消防費につきましては、常備・非常備消防に関する費用、消防施設及び災害対策に係る費用でございます。

決算書181、182ページ並びに説明書112、113ページのほうをご参照ください。

８款１項１目常備消防費の18節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金でございます。

次に、２目非常備消防費は、消防団員の報酬と出動手当や団員の装備品の購入代等でございます。

１節は消防団員に対する年額報酬及び出動報酬、７節は団員表彰の際の記念バッチ代、８節は消防団夏季演習訓練手当、消防学校研修及び女性消防石川大会に係る旅費、費用弁償等、10節は新入団員への安全靴及びヘルメット手袋肩章、消防学校訓練に係る教材費、夏季演習時の飲料水及び一式機材の購入に要した経費、防火ミニポスター印刷に要した経費でございます。13節は火災出場の際の車借上料、消防団員管理システム使用料及び女性消防石川大会への高速代、17節は新入消防団員用活動服の購入費、18節は、県消防協会黒川支部負担金、県市町村非常勤消防団員補償組合等への負担金及び町女性防火クラブ連合会への補助金でございます。

次に、３目消防施設費は、防火水槽や消火栓など消防施設、小型動力ポンプ付軽積載車の維持管理に要した経費でございます。

10節はポンプ自動車、軽積載車、小型動力ポンプ等の燃料代や、消防ポンプ小屋の電気料及び消防水利標識看板購入等に要した経費、小型動力ポンプ軽積載車の修繕等に要した経費、11節はポンプ自動車軽積載車等の保険料、12節は防火水槽土砂撤去、もみじヶ丘防火水槽の管理委託料、続いて、決算書183、184ページをお願いします。13節は、消防自動車車庫の土地借上料、14節は防火水槽の修繕等に要した工事費、18節は消火栓の維持管理費及び無線従事者講習会受講料、電波利用料、26節は自動車ポンプ等の自動車重量税でございます。

次に、４目水防費は水防活動に要した経費でございます。

８節は水防活動に要した費用弁償、10節は水防倉庫の備蓄品及び資材購入代、水防倉庫の電気料、11節は災害時優先電話の電話料及び水防倉庫検査時の手数料、12節は、大平水防倉庫移設新築に係る統計業務委託費、14節は大平水防倉庫移転新築工事費、15節は水防倉庫に備蓄する土のう用砂購入に要した経費でございます。

次に、５目災害対策費は、地域防災訓練に要した経費、自主防災連絡協議会の運営

及び木造住宅耐震診断士派遣事業や木造住宅耐震改修工事等に要した経費でございます。

7 節は自主防災組織に関する研修会の講師謝金、10節は備蓄用非常食の購入代、自主防災組織研修時の飲料代、地域防災訓練用資材等の購入代、ハザードマップ概要版印刷代及び旧紅葉館水道料金等の費用でございます。

決算書185、186ページをお願いします。

11節は衛星携帯電話料、震度計情報等回線使用料、避難所用W i - F i 利用料のほか住民向けメール配信サービス、防災速報などの一元的に配信できるメールシステムの更新費用、I P 無線 2 台の通信費及び回線手数料、12節はわがまちマップ運用業務委託料や、木造住宅耐震診断士派遣委託料でございます。17節はI P 無線 2 台の購入費用、自治総合センター地域防災組織育成助成金を活用した自主防災組織備蓄品購入事業費でございます。18節は県地域衛星通信ネットワーク、市町村等無線局管理負担金、電波利用料、陸上無線技士資格取得講習受講料、木造住宅耐震改修工事及び危険ブロック塀除去事業の助成に要した経費でございます。

以上です。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

暫時休憩します。

再開は午後 3 時10分といたします。

午後 2 時 5 7 分 休 憩

午後 3 時 0 9 分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長 （青木 朋君）

続きまして、教育費についてご説明申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書は114ページから118ページとなります。ご参照願います。

9 款 1 項 1 目教育委員会費でございます。

説明書のほうは114ページでございます。

教育委員会の運営に要した費用で、教育委員会の定例会12回と臨時会 2 回を開催したものでございます。

1 節は教育委員 4 名の報酬でございます。8 節は教育委員 4 名の費用弁償及び秋田県大館市で開催されました東北 6 県教育委員研修会の旅費でございます。9 節は教育長交際費、10 節は参考図書購入費、13 節は仙台管内教育委員会総会、研修会の際の高速道路通行料でございます。18 節は仙台管内及び黒川郡教育委員会連絡協議会に対する負担金などでございます。

次に、2 目事務局費でございます。

成果に関する説明書は114ページから115ページになります。

事務局の運営費、確かな学びプロジェクト事業、土曜学習まほろば塾、志まなび塾事業、こころのプロジェクト「ユメセン」事業、教育相談員配置事業、夢と希望と志を語る会、外国語指導助手配置事業、学校 I C T 環境整備事業、子どもの心のケアハウス運営事業、学校給食費等補助金交付事業及び各種団体に対しての負担金や補助金等に要した費用でございます。

初めに 1 節は教育支援委員会の委員の報酬でございます。

187ページ、188ページをお願いいたします。

パートタイム会計年度任用職員は、教育相談員 2 名と子どもの心のケアハウス職員 5 名の報酬でございます。3 節及び 4 節は教育相談員及び子どもの心のケアハウス職員の期末手当と社会保険料でございます。7 節の報償金は、夢と希望と志を語る会、志まなび塾、指導力向上研修会及び児童生徒スマホゲーム等利用に関する講演会の講師謝金でございます。賞賜金は、教育論文応募者への図書カード代でございます。8 節費用弁償は、教育支援委員会委員の13名の分、それからいじめ問題対策連絡協議会委員 8 名分、普通旅費は教育長の全国町村教育長会定期総会への出席の際及び志まなび塾視察研修の際の職員随分、特別旅費は志まなび塾視察研修の際の生徒分、通勤手当は教育相談員及び心のケアハウス職員に対するものでございます。10 節は消耗品費として、事務用品、コピー、参考図書代など、燃料費は公用車等のガソリン代、食糧費は就学時健康診断従事者の弁当代及び志まなび塾研修時の食事代等、189ページ、190ページをお願いいたします。印刷製本費は大和町の学校教育、家庭学習の手引き及び志まなび塾活動記録集などの印刷に要したもの、光熱水費は、子どもの心のケアハウス運営に係るもの、修繕料は、公用車の定期点検整備料及び各小中学校の 1 人 1

台タブレット端末の修繕等に要したものでございます。11節は通信運搬費として、電話料金、光回線通信料、郵便料金、手数料として校務支援システムの回線手数料及び学校機密文書処理料、学校のオージオメータ検査料、自動車損害保険は公用車に対するもの、保険料は学習用タブレット端末の保険などに要したものでございます。12節は小中学校標準学力調査事業、外国語指導助手派遣業務、土曜学習まほろば塾事業、心のプロジェクト「ユメセン」事業、施設図面デジタル化業務、教育用情報端末運用支援保守業務、教育用コンピューター等保守点検業務、校務支援システム導入事業、校務支援システムのネットワーク追加設定業務委託等に要したものでございます。13節機械借上料は学校教職員用コンピューター、デジタル教科書、モバイルWi-Fi、ネットワークセキュリティ機器、オンラインドリル及び子どもの心のケアハウスに係るノートパソコン、プリンター等、車借上料は夢と希望と志を語る会の生徒輸送、志まなび塾視察研修時のバス借上げ等、心のケアハウス公用車有料道路通行料、駐車場使用料、入場料は志まなび塾視察研修の際に要したものでございます。システム利用料は校務支援システム利用料に係るものでございます。17節は小中学校情報機器購入事業として、普通教室用大型モニター7台の購入に要した費用でございます。18節は、富谷・黒川地区中学校体育連盟ほか4団体に対する負担金でございます。補助金は、学校給食の無償化に伴いまして、町外の学校に就学している小学生6件、中学生29件、合わせて35件の方に学校給食費等補助金として交付したものでございます。24節は、学校校舎建設基金及び学校教育振興基金への積立てを行ったものでございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費でございます。

成果に関する説明書は115ページ、116ページになります。

小学校6校の施設管理及び児童教職員の健康診断、学校管理費用備品等の購入等に要した費用でございます。

1節は学校医、学校薬剤師への報酬でございます。7節の報償金は、事務補助員、体育館巡視員、民間教育サポーター及び樹木剪定作業等に係るもの、賞賜金は運動会等の賞品及び卒業生の記念品でございます。8節の旅費は、夏休みのプール開放における監視補助員を予定しておりましたが、猛暑により開放を中止したため、不用額となったものでございます。

191ページ、192ページをお願いします。

10節は、小学校における事務用品コピー代などの消耗品費、ガス、灯油、草刈り機、混合ガソリンなどの燃料費、来客用お茶などの食糧費、卒業証書、封筒印刷などの印刷製本費、光熱水費、施設備品等の修繕料でございます。11節は電話料、郵便料金及

びインターネット回線使用料等の通信運搬費、ピアノ調律、カーテンクリーニング等の手数料、建物の火災保険料、体育館巡視にかかる傷害保険及び傷害賠償の保険でございます。12節は、児童、教職員の健康診断、学校用務員、嘉太神校舎管理業務などの業務委託料、施設備品管理委託料は小学校警備及びFF式暖房機等の保守点検業務に要したものでございます。13節は鶴巣小学校進入路に係る土地借上料、印刷機械等の借上料、民間教育等における児童輸送のための車借上料、テレビ聴取料、清掃用具借上料、吉岡小学校改築工事に伴う学校プール代替施設の借上料でございます。17節は、机及び椅子等の学校管理用備品の購入代でございます。18節は、学校管理下における児童の災害共済負担金及び富谷・黒川地区学校保健会等への負担金でございます。

次に、2目の教育振興費でございます。

成果に関する説明書は116ページになります。

小学校の学習支援員配置事業、教材備品整備事業、学校・地域共学推進事業、児童就学援助費等補助事業、魅力ある学校図書館づくり事業、遠距離通学費交付金事業、スクールソーシャルワーカー配置事業、学校図書支援員配置事業に要した費用でございます。

1節はパートタイム会計年度任用職員の学習支援員19名及び学校図書支援員6名の報酬でございます。3節、4節は学習支援員及び学校図書支援員の期末手当と社会保険料でございます。

193、194ページをお願いいたします。

7節はスクールソーシャルワーカー2名の報償金でございます。8節はスクールソーシャルワーカーの費用弁償、学習支援員及び学校図書支援員の通勤手当でございます。10節は学校図書用品及び教材等の消耗品でございます。11節は不要薬品廃棄処分手数料、スクールソーシャルワーカーの傷害保険料でございます。13節は、まほろばホールで開催されたたいわっ子芸術文化事業として、スイスの子供たちによるジャズバンドの演奏鑑賞のためのバス借上料でございます。17節は、学校教材備品等の整備及び魅力ある図書館づくりとして学校図書の整備に要した費用でございます。18節は、学校・地域共学推進事業として、各学校の交付金及び遠距離通学対策費として20名の対象児童の保護者へ通学費用の交付金でございます。19節は、要保護3名、準要保護76名及び特別支援教育就学児童42名に対する教材費や医療費等の援助及び令和6年4月に入学する児童7名に対し、入学前支給を年度内に行ったものでございます。

次に、3目施設整備費でございます。

成果に関する説明書は116ページから117ページになります。

施設の整備や修繕等施設設備の保守点検等に要した費用でございます。

10節は校庭用山砂等の消耗品費、修繕料は校舍等の小破修繕に要したものでございます。11節は廃棄物収集運搬処理の手数料、12節の業務委託は難波校舍維持管理業務、小野小プールアスベスト調査業務、鶴巣小学校植栽剪定、吉田小樹木伐採業務等に要したものでございます。施設備品管理業務は、学校設備保守点検等の業務に要したものでございます。測量設計施工監理委託は、特別教室等の空調設備整備工事に係る実施設計業務を令和6年度に繰り越ししております。13節は、自動体外式除細動器AEDの借上料でございます。

195、196ページをお願いいたします。

14節は宮床小学校の消火栓ポンプ更新工事、同じく宮床小学校階段踊り場落下防止ネット取付工事及び受水槽水中ポンプ交換工事、吉田小学校屋根防水シート補修工事、落合小学校の外部倉庫屋根修繕工事、落合小学校等のプールろ過機修繕工事、小野小学校等のプール改修工事、小野小学校の体育館照明修繕工事等に要したものでございます。

次に、4目小学校建設費でございます。

成果に関する説明書は117ページになります。

吉岡小学校改築事業に要した費用でございます。

7節は吉岡小学校改築検討委員会委員5名の報償金でございます。10節は事務用品費、コピー代などの消耗品でございます。11節の手数料は、繰越明許も含めまして、改築のための建築確認申請、中間検査申請、構造計算適合判定等に係る手数料でございます。12節は改築工事設計単価入替業務、改築工事施工監理業務の前払金、隣接する八幡神社敷地との土地境界確定等業務、水路設計業務、樹木伐採、桜の木製材業務に要したものでございます。13節は吉岡小仮設校舍借上料、14節は既存校舍等解体工事及び改築工事等に要したもので、改築工事においては進捗に応じ、一部費用を翌年度へ繰越しをしております。また、繰越明許費8,000万円は、既存校舍等解体工事に要したものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費でございます。

成果に関する説明書は117ページになります。

中学校2校の施設管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用になります。

1節は学校医及び薬剤師及びパートタイム会計年度任用職員である大和中学校業務員1名の報酬でございます。3節及び4節は、会計年度任用職員の期末手当と社会保

除料等でございます。7節の報償金は大和中の事務補助員1名、スクールバス転回場安全巡視員1名及び宮床中の体育館巡視員1名に係るもの、賞賜金は体育祭の賞品及び卒業生の記念品でございます。

197ページ、198ページをお願いします。

10節は中学校における事務用品、コピー代などの消耗品費、ガス、灯油、草刈り機混合ガソリンなどの燃料費、来客用お茶などの食糧費、卒業証書印刷などの印刷製本費、光熱水費、施設備品等の修繕料でございます。11節は電話料、郵便料金及びインターネット回線使用料等の通信運搬費、飲料水検査、ピアノ調律、カーテン等クリーニング等の手数料、建物の火災保険料、体育館巡視員に係る傷害保険及び施設賠償の保険料でございます。12節の業務委託は、生徒、教職員の健康診断、学校用業務員、スクールバス運行等、施設備品管理委託は学校警備に要したものでございます。13節は大和中中学校スクールバス転回場に係る土地借上料、印刷機械等の借上料、中総体や駅伝大会等の学校行事等における車借上料、テレビ聴取料、清掃用具借上料でございます。17節は、学校管理用備品として、机や椅子、ホワイトボード等を購入したものでございます。18節は学校管理下における生徒の災害共済負担金及び富谷・黒川地区学校保健会等への負担金、補助金は大和中中学校から全国大会に水泳個人女子、東北大会へは水泳個人女子、柔道団体と個人男子及び吹奏楽部が、宮床中学校は全国大会へソフトテニス女子個人、東北大会へはソフトテニス女子団体と個人、男子個人、卓球女子団体と個人が出場しており大会参加に係る補助金でございます。

次に、2目教育振興費でございます。

成果に関する説明書は118ページになります。

中学校における教材備品の整備、学校・地域共学推進事業、就学援助費、魅力ある図書館づくりなどに要した費用でございます。

1節はパートタイム会計年度任用職員である学習支援員4名、学校図書支援員2名及び部活動指導員2名の報酬でございます。3節及び4節は、学習支援員及び学校図書支援員の期末手当、社会保険料でございます。

199、200ページをお願いいたします。

8節は学習支援員、学校図書支援員、部活動支援員の通勤手当でございます。10節は学校行事用品、教材等に要したものでございます。11節の通信運搬費は、電話料金でございます。13節はまほろばホールでのたいわっ子芸術鑑賞の際のバス借上料、17節は学校教材備品の整備及び魅力ある図書館づくり整備事業として、学校図書館の整備に要した費用でございます。18節は、学校・地域共学推進事業として中学校2校へ

の交付金でございます。19節は要保護2名、準要保護52名及び特別支援教育就学生徒19名に対する教材費や医療費等の援助及び令和6年4月に入学する生徒6名に対し、入学前支給を年度内に行ったものでございます。

次に、3目施設整備費でございます。

成果に関する説明書は118ページになります。

施設の整備や修繕等、施設設備の保守点検等に要した費用でございます。10節は校庭用山砂等の消耗品費、修繕料は校舎等の小破修繕に要したものでございます。11節は廃棄物収集運搬処理の手数料、12節の業務委託は宮床中学校の太陽光蓄電システム復旧業務、施設備品管理委託は、学校設備保守点検等の業務に要したものでございます。測量設計施工監理委託は、特別教室等の空調設備整備工事に係る実施設計業務を令和6年度に繰り越ししているものでございます。13節は自動体外式除細動器AEDの借上料でございます。14節は両中学校の建具等の修繕工事、大和中学校の防火扉交換工事、飲料水受水槽、通気孔及び逆止弁交換工事、宮床中学校の小荷物専用昇降機インバーター装置交換工事に要したものでございます。事故繰越は宮床中学校南校舎の昇降口地盤沈下補修工事で補修範囲がタイル開削補修工事の結果、下地が砂地で浸水箇所が当初より大きく補修が必要となり、やむを得ず令和4年度から事故繰越となった事業でございます。

以上でございます。

議長（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長（浪岡宜隆君）

続きまして、4項1目社会教育総務費でございます。

決算書201、202ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては、118ページ下段から123ページとなりますので、併せてご参照をお願いいたします。

社会教育総務費は、生涯学習推進事業としてのまほろば大学各種講座のほか、各家庭教育事業、青少年教育事業、成人教育事業として子育て講座やジュニアリーダーの育成、共同教育の推進、原阿佐緒賞の開催、また学び支援コーディネーター配置事業により放課後自習教室などを行った経費、また社会教育施設管理事業として宮床歴史の村4施設の維持管理の経費でございます。

1 節につきましては、社会教育委員13名及び学び支援コーディネーター、パートタイム会計年度任用職員 1 名の報酬でございます。7 節は文化講演会ほか各種事業等に係ります講師等の謝金に要しました報償金、第24回を迎えました原阿佐緒賞での受賞者への記念品代に要しました賞賜金でございます。8 節は社会教育委員等の費用弁償に要しました費用及び各種事業講師等に要しました特別旅費、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当に要しました費用でございます。

203ページ、4 ページをお願いいたします。

10節の消耗品は、各種事業実施に伴います事務用品、コピー代、燃料費は公用車 2 台分のガソリン代、食糧費は会議、各種事業でのお茶代、印刷製本費は同じく各種事業等での募集案内やチラシ、原阿佐緒賞作品集600冊などの印刷代、光熱水費は民族談話室の電気水道代に要しました費用でございます。11節の通信運搬費は、各種事業の連絡等に要する郵送料、原阿佐緒賞の作品募集等を掲載いたしました広告料、手数料は、事業で使用いたしましたテーブルクロスクリーニング代、各施設の火災保険料、公用車 2 台に係ります自動車損害保険料、保険料は各種事業に伴います傷害保険料に要しました費用でございます。12節は宮床歴史の村の指定管理料、同じく同社会教育施設の管理業務に要しました費用でございます。13節は民族談話室敷地借上げに要しました土地借上料、共同教育に係ります農機具借上げに係ります機械借上料、原阿佐緒賞選考委員の送迎に係ります車借上料、有料道路、通行料と施設使用料につきましては小学 5 年生を対象といたしましたイン・リーダー研修大和っ子未来塾の宿泊体験学習に要しました費用でございます。14節は宮床歴史の村の案内看板修繕及び撤去工事、原阿佐緒記念館屋外スツール撤去移設工事に要しました費用でございます。18節は、黒川郡社会教育連絡協議会、青少年のための宮城県民会議への負担金、補助金は、健やかな子どもをはぐくむ大和町民会議、ジュニアリーダー連絡協議会等への交付に要しました費用でございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

続きまして、2 目公民館費でございます。

成果に関する説明書につきましては、123ページから129ページをご参照願います。

公民館事業でございます。公民館分館長会議や青少年、成人、高齢者教育事業、芸術文化事業を実施しました。また、図書室の運営を行ったところでございます。

1 節につきましては、図書業務を担当しておりますパートタイム会計年度任用職員 4 名分の報酬であります。

次に、205、206 ページをお願いいたします。

3 節と 4 節は同じく図書業務職員 4 名分の期末手当と社会保険料であります。7 節につきましては、分館長報償及び成人式における手話通訳、まほろば大学の各種教室講座や資料作成に伴う講師謝礼、おはなし会協力謝礼等であります。賞賜金は、成人式の記念品と記念写真代等であります。8 節につきましては、分館長が会議へ出席した際の費用弁償と図書業務職員の通勤手当であります。10 節につきましては、図書購入費や成人式等の各種公民館事業での消耗品やパンフレット購入、公用車のガソリン、成人式協力者の就職や成人式冊子の印刷代、公用車の整備代であります。11 節につきましては、各種教室や講座の案内、会議開催通知、成人式の通知や記念品の送付等になります。また電話料金、郵便料金、公用車の損害保険料等であります。13 節につきましては、移動研修に伴うバス借上げ、有料道路通行料、図書システム機器等の借上料と図書管理システムソフト使用料であります。18 節につきましては、県公民館連絡協議会、黒川地域公民館等連合会への負担金、そして町婦人会連絡協議会、町連合青年団への補助金であります。26 節につきましては、公用車の車検に伴う自動車重量税であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長 （浪岡宜隆君）

続きまして、3 目文化財保護費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、129 ページ、130 ページをご参照をお願いいたします。

文化財保護費は、文化財愛護の啓発活動、開発に伴います発掘調査、文化財めぐりや郷土史講座の開催などを行った経費でございます。

207 ページ、208 ページ目をお願いいたします。

1 節は文化財保護委員 4 名、発掘調査に伴います作業員等のパートタイム会計年度

任用職員の報酬に要した経費でございます。7節は、郷土史講座の講師、信楽寺跡地などの史跡の草刈りにおけます謝金に要しました費用でございます。8節は文化財保護委員に関わる費用弁償、郷土史講座の講座に関わります特別旅費、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当等に要しました費用でございます。10節の消耗品費は、事務用品、コピー代、調査用品等、燃料費は発掘調査用発電機のガソリン代、食糧費は文化財めぐりでの参加費、昼食代、印刷費は写真プリント代、光熱水費は信楽寺跡地の電気、水道代に要しました費用でございます。11節の通信運搬費は、携帯電話と郵便料金、保険料は文化財めぐり参加者への傷害保険料に要しました費用でございます。13節は、発掘調査に係ります重機の機械借上げ、車両借上げ、有料道路通行料につきましては、文化財めぐりの移動に要しました費用でございます。14節は八谷館跡におきまして、文化財説明板の設置工事に要しました費用、18節は全国民族芸能振興市町村連盟の負担金、補助金は町内文化財保護団体7団体へ交付に要しました費用でございます。

よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長（村田晶子君）

4目まほろばホールの管理費でございます。

成果に関する説明書は130ページから135ページをご参照願います。

主にまほろばホールの施設設備と施設利用の運用管理、まほろばホール運営委員会や文化振興協会による事業を実施いたしました。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会委員の報酬であります。まほろばホール窓口業務を担当しておりますパートタイム会計年度任用職員2名の報酬であります。3節と4節につきましては、同じく窓口業務職員2名分の期末手当と社会保険料であります。

次に、209、210ページをお願いいたします。

8節につきましては、まほろばホール運営委員が会議へ出席した際の費用弁償と窓口業務職員2名分の通勤手当であります。10節につきましては、各種消耗品、電気、水道、ガス、公用車のガソリン、冷暖房用灯油の光熱水費や施設小破修繕等の費用であります。なお、10節から17節への予算流用により電気湯沸器交換を行いました。10

節につきましては、電話料金、郵便料金、火災保険料、公用車の損害保険料等であります。12節につきましては、鉄板屋根改修調査設計業務、学習棟外壁改修調査設計業務、長寿命化計画策定業務につきましては、令和4年度からの繰越明許でございます。舞台設備操作、総合管理設備管理と保守清掃、休日窓口業務等に係る委託料であります。なお、大ホール特定天井改修業務施工監理業務は、令和6年度へ繰越明許としております。13節につきましては、AED借上料、施設予約システム賃貸借料であります。14節につきましては、屋内消火栓ポンプ等更新工事、直流電源装置更新工事、ファンコイルユニット等更新工事などの費用でございます。なお、大ホール特定天井改修工事と調光盤及び照明改修工事その2は前払金、工事は令和6年度へ繰越明許としており、また、舞台機構吊物装置更新工事は令和6年度へ繰越明許としております。

次に、211、212ページをお願いいたします。

17節につきましては、大ホールワイヤレスシステム等更新、業務用インカムヘッドセット購入となります。学習棟の2階の展示室前、給湯室の電気湯沸器交換修繕は10節で予算化しておりましたが、17節の備品購入費からとしたものであります。18節につきましては、全国公立施設文化協議会等の負担金と町文化振興協会運営事業の補助金であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長（浪岡宜隆君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、134ページをご参照をお願いいたします。

教育ふれあいセンター管理費につきましては、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンター管理費の経費に要したものでございます。

7節は、各教育ふれあいセンター体育館におきます巡視員に要しました費用でございます。10節の消耗品費は、施設の維持管理用品、燃料費は草刈りの燃料代、光熱水費は各施設の電気水道代、修繕料は各施設の小破修繕に要しました費用でございます。11節は、各施設の水質検査及び鶴巣教育ふれあいセンターでの蜂の巣駆除に要しました手数料、各施設の火災保険料、施設賠償保険料等に要しました費用でございます。12節は用務員や敷地除草業務、除雪業務に関わります業務委託、施設警備設備保守点

検等に関わります施設備品管理に要しました費用でございます。13節はA E Dのリース代、テレビ聴取料、清掃用具借上料に要しました費用でございます。14節は吉田教育ふれあいセンターの体育館渡り廊下床修繕工事のほか6件の工事に要しました費用のほか、下段の繰越明許費は、吉田教育ふれあいセンターの雨水排水改修工事その2について、令和6年度へ繰越しをしたものでございます。17節は吉田教育ふれあいセンター草刈り機1台を購入したものでございます。

213ページ、14ページをお願いいたします。

18節は、黒川地区防火管理協議会への負担金でございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長 （青木 朋君）

次に、6目森の学び舎活動費でございます。

成果に関する説明書は135ページになります。

森の学び舎の管理運営に要したものでございます。

10節は電気及び水道料金の光熱水費、11節は水道の開栓手数料及び火災保険料、12節は施設の清掃等の管理委託に要したものでございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長 （浪岡宜隆君）

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。

成果に関する説明書につきましては、135ページ下段から138ページをご参照お願いいたします。

保健体育総務費は、スポーツ推進のためスポーツ審議会、スポーツ推進委員、スポーツ賞顕彰、同じくスポーツ支援奨励金、スポーツ施設の維持管理、大会・教室開催等の経費に要したものでございます。

1節はスポーツ審議会委員5名、スポーツ推進委員15名分の報酬に要しました費用

でございます。7節の報償金は、スポーツ賞選考委員の謝金、賞賜金はスポーツ賞表彰者個人9名、団体1名への記念品代、スポーツ支援奨励金個人57名、団体1団体への交付に要しました費用でございます。8節は、スポーツ審議会委員、スポーツ推進委員の費用弁償、特別旅費は岩手県で開催いたしました東北地区スポーツ推進委員研修会へ参加をいたしました3名分の宿泊費に要しました費用でございます。10節の消耗品は、事務用品やコピー代、燃料費は公用車のガソリン代に要しました費用、11節は、各体育施設の火災保険料、公用車1台の自動車損害保険料、スポーツ推進委員の傷害保険料に要しました費用でございます。12節は、体育施設の指定管理料及び大和町スポーツフェア業務に要しました費用のほか、下段の繰越明許費は、大和町総合体育館外壁工事、改修基本設計業務におきまして、令和6年度へ繰り越したものでございます。

215、216ページをお願いいたします。

13節は、東北地区スポーツ推進委員研修会への参加のために要しました有料道路通行料、14節は体育施設トイレ洋式化改修工事に要しました費用でございます。17節はダイナヒルズ野球場のクイックテント購入に要しました費用でございます。18節は、国、県、仙台管内のスポーツ推進委員協議会への負担金、補助金は町スポーツ協会と町スポーツ少年団への交付に要しました費用でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、139ページをご参照をお願いいたします。

広場管理費につきましては、宮床、玉ケ池、鶴巢山田、北目、三ケ内の5か所のレクリエーション広場の管理の経費に要したものでございます。

10節の消耗品費はグラウンドの砂代、光熱水費は各広場の電気水道代に要しました費用でございます。11節は各広場の水道開栓手数料、12節は各広場の維持管理を各地区に業務を委託しております費用に要しました費用でございます。14節は宮床レクリエーション広場のトイレ洋式化改修工事、玉ケ池レクリエーション広場橋梁撤去工事に要しました費用でございます。

次に、3目自転車競技場管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、引き続き139ページをお願いいたします。

自転車競技場は、宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして、施設の維持管理を行っているものでございます。

12節は、管理運営業務を体育施設指定管理者へ委託をしているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長（青木 朋君）

次に、4目学校給食センター費でございます。

成果に関する説明書は139ページになります。

学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用でございます。

1節は学校給食運営審議会委員の報酬、パートタイム会計年度任用職員である業務員の報酬でございます。3節は業務員の期末手当等でございます。

217ページ、218ページをお願いいたします。

4節は、業務員の社会保険料でございます。8節は、学校給食運営審議会委員の費用弁償及び業務員の通勤手当でございます。10節は、給食センター施設の運営に要した消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費、施設設備等の修繕及び給食の賄い、材料購入費でございます。11節は通信運搬費として電話料、手数料として、給食センター職員の検便検査手数料、厨房機器補修点検手数料など、建物の火災保険料、公用車の自動車損害保険料でございます。12節の業務委託は、学校給食調理業務、可燃物処理業務など、施設備品管理委託は自家用電気工作物等の保守点検及び警備業務等でございます。13節は高圧食器食缶洗浄機等の機械借上料、テレビ聴取料、清掃用具借上料、システム借上料は栄養価計算システム等の賃貸料でございます。14節は洗浄室側溝塗装塗替工事、高圧気中開閉器更新工事、厨房前室空調機器設置工事等に要したものでございます。17節の庁用器具費は、事務用書棚等の備品購入、219、220ページをお願いいたします。機械器具費は、コンテナ、食缶等の備品購入に要したものでございます。18節は、学校給食栄養士協議会及び黒川地区危険物安全協会等への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長（阿部 晃君）

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。

成果に関する説明書につきましては140ページでございます。

18節補助金は、令和4年7月の大雨により被災した農地農業用施設等の災害復旧において、事業費が40万円以上で国の災害復旧での採択が困難な事業などの単独農業用施設等災害復旧補助金、40万円未満の小災害復旧事業補助金として令和4年度から繰越明許を行い、被災農家等へ支援したものでございます。

次に、2目農業施設災害復旧費でございます。

14節は科目設定したものでございますが、支出はなかったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、2項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。

この復旧費につきましては、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震及び令和4年7月13日から17日にかけての豪雨により被災した町道の災害復旧に要しました費用でございます。

14節は繰越明許費によりまして、単独事業は町道担ノ原線外12路線の災害復旧工事を、補助災害復旧事業では町道松坂北沢線復旧工事に要しました費用でございます。

続きまして、2目河川災害復旧費でございます。こちらは令和4年7月の豪雨により被災しました準用河川の災害復旧に要した費用でございます。

14節は繰越明許費によりまして、単独事業では準用河川湯名沢川外1河川の災害復旧工事を、補助災害復旧事業では準用河川山田川の復旧工事に要しました費用でございます。

決算書221、222ページをお願いいたします。

3目都市施設災害復旧費でございます。

この復旧費につきましても、令和4年7月の豪雨により被災をしました都市施設の災害復旧に要しました費用でございます。

14節は繰越明許費によりまして、単独事業では中峯防災調整池外の災害復旧工事を、補助災害復旧事業では八谷館緑地の復旧工事に要しました費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

次に、3項1目公立学校施設災害復旧費14節でございますが、支出はございませんでした。

続きまして、11款公債費でございます。

説明書は141ページをご参照願います。

1項1目元金につきましては、借入先10機関への償還金でございます。

同じく2目利子につきましては、借入先9機関への利子支払に要した経費であります。

12款1項1目予備費につきましては、備考欄に記載しております6件の科目に対しまして、合計415万5,000円を充用し対応いたしましたものでございます。

223ページをお願いいたします。

以上、歳出合計予算現額159億4,799万7,000円、支出済額140億8,428万8,685円であります。

225ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1歳入総額155億1,308万7,000円、支出総額140億8,428万8,000円、3の歳入差引額14億2,879万9,000円であります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は（2）の繰越明許費繰越額が7億3,621万6,000円となりまして、5の実質収支額は6億9,258万3,000円でございます。このうち6の地方自治法の規定に基づきまして、2分の1以上の額となる3億5,000万円を財政調整基金へ繰り入れるものでございます。5の実質収支額から6の基金繰入額を差し引きました3億4,258万3,000円が純繰越金となるものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 5 9 分 延 会